

和歌山県
信用保証協会
ディスクロージャー

2021

WAKAYAMA GUARANTEE DISCLOSURE

2021

和歌山県信用保証協会ディスクロージャー

WAKAYAMA GUARANTEE DISCLOSURE

ご あ い さ つ



平素より和歌山県信用保証協会の業務運営につきまして、格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、令和2年度の事業報告等を掲載しましたディスクロージャー誌「和歌山県信用保証協会ディスクロージャー2021」を作成いたしました。

本誌を通じて経営方針や業務内容など、当協会の取組みについてご理解を深めていただければ幸いです。

さて、令和2年度は世界的に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症の影響で世界経済が低迷、緊急事態宣言の発動等によりヒト・モノ・カネの流れが停滞し、中小企業・小規模事業者に多大な影響を与えました。

このような状況下において、当協会では「新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口」を設置し、きめ細かく対応するとともに、経営の安定に支障が生じている事業者を対象に実質保証料ゼロ、一定期間無利子のいわゆるゼロゼロ保証を関係機関と連携し迅速かつ柔軟に取り組みました。

令和3年度においても依然収束の見通しが立たない中、苦境に立たされているそれぞれの事業者が、アフターコロナに対応したビジネスモデルを描くことができるよう、資金繰り支援はもとより、創業・事業転換・経営改善・事業承継など、ライフステージに応じたきめ細かな金融支援・経営支援に取り組んでまいります。

特に、経営者の高齢化が進む現状において事業承継は喫緊の課題として認識しており、令和3年4月より事業承継の準備段階から実行、フォローアップまで一貫して支援する「創業・事業承継サポートデスク」を設置しました。県内事業者の価値ある経営資源を次世代に承継できるようより一層注力してまいります。

引き続き事業者の皆さまにとって、当協会の理念でもある「信頼され、親しまれ、期待される信用保証」が真に実現できることを目指し、役職員一丸となって信用保証業務の推進に万全を期してまいりますので、引き続きご指導、ご支援をお願い申し上げます。

令和3年9月

和歌山県信用保証協会

理事長 稲本 英介

●	ごあいさつ	
●	中期事業計画・年度経営計画	
	・第6次中期事業計画（令和3年度～令和5年度）	1
	・第5次中期事業計画の評価（平成30年度～令和2年度）	3
	・令和3年度経営計画	7
	・令和2年度経営計画の評価	11
●	新型コロナウイルス感染症に関する取り組み	16
●	経営支援・再生支援・創業支援・事業承継支援の主な取り組み	19
●	広報、企業支援、社会貢献活動について	24
●	信用保証制度の役割（目的と業務）	
	・当協会の経営理念	27
	・当協会の目的と業務	27
	・信用補完制度のしくみ	28
●	信用保証のご利用にあたって	
	・ご利用いただける中小企業者	29
	・保証の条件	29
	・信用保証料	30
	・責任共有制度	33
●	保証制度のご案内	
	・主な保証制度一覧	34
●	信用保証の動向	
	・保証利用企業者数	41
	・資金使途別保証状況	42
	・担保有無別保証状況	42
	・金融機関別保証状況	43
	・業種別保証状況	44
	・制度別保証状況	47
	・地区別保証状況	48
	・経営安定関連5号保証状況	51
	・保証条件変更実績	51
	・求償権回収実績	51
●	令和2年度事業報告	
	・貸借対照表	52
	・貸借対照表の用語解説	53
	・収支計算書・財産目録	54
	・収支計算書の用語解説	55
●	個人情報保護への取り組み	
	・個人情報保護宣言	56
●	コンプライアンス態勢	
	・コンプライアンスの基本方針	58
	・コンプライアンス組織体制図	58
●	当協会の概要	
	・プロフィール・沿革・役員構成	59
	・組織体制・担当業務のご案内	60

▶ 第6次中期事業計画（令和3年度～令和5年度）

和歌山県信用保証協会の経営理念である「信頼され・親しまれ・期待される信用保証」を目指し、地域金融の担い手として、アフターコロナの新たな日常を踏まえた経済の力強い回復と生産性の更なる向上に取り組むため、金融機関や関係機関との連携強化（リスク分担）を図りながら、中小企業者等の資金繰り支援はもとより、創業・経営改善・事業承継・事業転換など、中小企業者等のあらゆるライフステージに応じたきめ細かな金融支援・経営支援の拡充に努めます。さらに事務の効率化・簡素化、利用者の利便性の向上のため、信用保証業務の電子化の取り組みや持続可能な社会を実現するため、SDGs 宣言に向けた具体的な取り組みを推進します。

以上を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの3年間における基本方針として、次の事項を積極的に取り組むこととします。

1) 中小企業者等の実情に応じたきめ細かな資金繰り支援の取り組み

- ①金融機関や関係機関とより一層連携強化を図り、中小企業者等の実情に応じた保証制度の提案を行い、資金繰り支援に柔軟かつ積極的に取り組みます。
- ②中小企業者等の多様なニーズに応えるため、保証付融資とプロパー融資を適切に組み合わせたリスク分担を行い、安定した資金調達の支援に取り組めます。
- ③「経営者保証に関するガイドライン」に則り、経営者保証に頼らない保証に積極的に取り組みます。

2) アフターコロナを見据えた経営支援・事業再生支援・事業転換の取り組み

- ①中小企業者等に対し、専門家による経営相談会の開催、専門家派遣事業「わかやま連携サポート」の実施など経営支援に積極的に取り組みます。
- ②中小企業者等の経営改善・事業転換等のため「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」の活用を促します。
- ③経営支援の効果を検証するための必要なデータを蓄積し、定量的な効果検証の試行・準備を行い、係る工夫や改善に取り組めます。

3) 創業・事業承継などライフステージに応じたきめ細かな経営支援の取り組み

- ①金融機関や関係機関と連携・協力を一層強化し、創業・事業承継に係る相談・保証に積極的に取り組みます。
- ②創業セミナー・事業承継セミナーの開催、また専門家による創業者フォローアップ支援、創業計画策定支援および事業承継支援に積極的に取り組みます。
- ③創業・事業承継に関する保証制度について、金融機関や関係機関に対し周知および利用促進に積極的に取り組みます。

4) コンプライアンス態勢の充実・強化およびリスク管理体制の充実

- ①保証協会の業務の公共性を十分に認識し、「コンプライアンス・プログラム」に基づく活動の着実な実施により、コンプライアンスのより一層の浸透と役職員の意識向上を図り、健全かつ適切な業務運営に努めます。
- ②適正な個人情報および特定個人情報の取扱いを行い、個人情報保護および特定個人情報保護に努めます。
- ③反社会的勢力等の不正利用防止および排除に向け、組織的な態勢整備の取り組みおよび反社会的勢力等による不当要求に対して毅然たる態度で対応します。

5) 電算システムの安定稼働ならびに利便性の向上

- ①保証協会コンピュータサービス（株）と連携し、ORBIT システムの安定稼働に努めます。
- ②保証申込から融資実行までのリードタイムの短縮を実現するため、（一社）全国信用保証協会連合会が開発予定の保証協会と金融機関間の書類及びデータの電子的授受を可能とするための共同システムを推進（ORBIT システムとの連携を含む）し、信用保証業務の電子化を進めます。
- ③ ORBIT システムを基盤とした独自情報系システムの機能強化を図ります。

6) その他の項目

- ①中小企業者等の資金繰り支援をするべく、経営・金融相談に的確に対応できるよう協会業務全般に精通する職員の育成を行い、中小企業診断士等の資格取得の推進を図るとともに、金融機関及び関係機関等との円滑な連携を図れる専門性の高い人材を育成します。
- ②保証推進・経営支援策等各種施策の利用推進について、各種広報媒体を活用し積極的な広報に取り組みます。
- ③自然災害やコンピュータ停止等の緊急事態に備え、事業継続計画（BCP）の整備を行い、実効性の確保に努めます。
- ④中小企業者等および金融機関の利便性向上ならびに業務効率化のため、押印レス化（不要な押印の省略）を進めます。
- ⑤中小企業支援や社会貢献活動を通じて、地域における SDGs（持続可能な開発目標）への推進に貢献します。

▶ 第5次中期事業計画（平成30年度～令和2年度）の評価

和歌山県信用保証協会は、公的な支援機関として、中小企業者・小規模事業者（以下、中小企業者等）の資金調達の円滑化を図り、中小企業者等の発展を支えることで、地域経済への貢献に努めてきました。

平成30年度から令和2年度までの3カ年間の信用保証協会の実績についての評価は以下の通りです。なお、実施評価に当たりまして、弁護士、公認会計士・税理士により構成される「外部評価委員会」の意見・アドバイスを踏まえ作成いたしましたので、ここに公表いたします。

● 中期業務運営方針に対する評価

（1）中小企業者・小規模事業者の各ライフステージに応じた必要十分な資金供給の支援

- ①主要金融機関が定期的で開催する役員会議への参加や、各金融機関の営業店、関係機関に対する業務説明会等の実施により保証制度の周知ならびに連携強化を図るとともに、中小企業者等の実情に応じた各種政策保証や協会の独自保証制度の提案を実施しました。特にゼロゼロ保証等については、金融機関等とより一層連携強化を図り、中小企業者等に対し、丁寧かつ迅速な資金繰り支援を実施しました。
- ②金融機関との情報交換等の中から、中小企業者等の資金ニーズを把握し、平成30年度に「わかやまミライ」、「たんけいネクスト」、令和元年度に「わかやまミライII」、「MAX280」を創設しました。また、「たんけいネクスト」、「不動産担保活用型提携保証」、「一般保証」、「経営安定関連保証」は、より利便性の高い保証制度への改訂を実施しました。
- ③中小企業庁が半年毎に公表する「プロパー融資状況等に係る情報開示」（見える化）の指標に基づき、上期と下期に県内主要金融機関である紀陽銀行、きのくに信用金庫及び新宮信用金庫の本部を訪問し、保証付融資とプロパー融資の併用割合の実績を踏まえ、今後の保証付融資に係る取組方針やプロパー融資とのリスク分担の適切な組み合わせについて情報交換しました。

（2）創業支援の積極的取組み

- ①平成30年度、令和元年度においては、紀陽ビジネスセンター及び和歌山県よろず支援拠点と「創業支援に係る情報交換会議」を主催するなど関係機関などとの連携強化に努めました（令和2年度はコロナ禍により開催見送る）。
創業保証の承諾は、平成30年度：145件、576百万円、令和元年度：177件、756百万円、令和2年度：100件、600百万円。
- ②創業予定者・創業後間もない事業者を対象とした創業支援セミナーを、平成30年度は和歌山市（33名）、田辺市（20名）、令和元年度は和歌山市（30名）、新宮市（13名）にて開催しました。令和2年度はコロナ禍にて期間限定でYouTube 動画配信によるオンデマンドセミナー（資料請求68名）に変更のうえ実施しました。また、他の創業セミナー（和歌山県主催（平成30年度のみ実施）、創業支援セミナー in わかやま実行委

員会主催)へも参画しました。

独力で創業計画策定が困難な創業予定者に対する専門家による「創業計画策定支援事業」や、創業保証利用者を対象とした専門家派遣「創業者フォローアップ事業」に取り組ましました。平成31年4月には専門家派遣事業の取扱要領等改正し、ローカルベンチマーク作成により創業者のフォローアップについて、一層寄与できるようにしました。併せてリーフレットも刷新しました。

令和2年度においては、創業支援セミナー参加者で創業保証を利用した2企業を地元広報誌で紹介しました。

- ③令和2年度に金融機関が創業保証の推進に活用してもらえるよう、「金融機関向けの創業保証Q & A」を策定し、ホームページ（金融機関専用ページ）に掲載しました。

(3) 経営支援・再生支援の積極的な取り組み

平成31年4月より一層の経営支援に取り組むために重点管理先の「支援企業」の範囲を変更（保証残高50百万円超から30百万円超に引き下げ）し、より多くの中小企業者等に各種経営支援策を積極的に提案できるようにしました。

- ①平成31年4月に専門家派遣事業の取扱要領等改正し、ローカルベンチマーク作成により中小企業者等の経営改善に一層寄与できるようにしました。併せてリーフレットも刷新しました。

専門家派遣事業における専門家派遣を、平成30年度：48企業に対し195回、令和元年度：49企業に対し203回、令和2年度：34企業に対し134回実施し、個別課題解決に向けた経営支援を実施しました。

修正経営改善計画策定支援について、支所と連携して積極的に取り組みました。

事業承継セミナーは、保証利用者を対象として平成30年は和歌山市（17名）、田辺市（13名）にて、令和元年度は和歌山市（13名）と御坊市（17名）にて開催しました。令和2年度はコロナ禍にて期間限定でYouTube動画配信によるオンデマンドセミナー（資料請求57名）に変更のうえ開催しました。

- ②「経営サポート会議」は、平成30年度：46回、令和元年度：39回、令和2年度：5回実施し金融調整等を図りました。
- ③経営改善計画策定支援事業の活用を主要金融機関の融資役席会議等にて推進した結果、当該事業利用者に対する当協会の費用補助申請者平成30年度：57企業、令和元年度：57企業、令和2年度：25企業に対し策定費用の補助を行いました。
- ④条件変更先に対し「借換保証」等による弁済正常化を積極的に提案し、平成30年度：52企業、令和元年度：40企業、令和2年度：58企業の正常化に取り組みました。
- なお、令和2年度においては、コロナ禍により対面事業（専門家派遣や経営サポート会議等）については必要最小限の実施に留めました。

(4) コンプライアンス態勢の充実・強化およびリスク管理体制の充実

- ①策定された「コンプライアンス・プログラム」に基づき、コンプライアンス委員会の定例会議以外に平成30年の保証料誤徴収等発生時には、速やかに原因分析調査・再発防止策などの審議を行い「コンプライアンス・マニュアル」の改正により職員への注意喚起を図りました。
反社会的勢力等からの不正利用防止及び排除のため、新たに「反社会的勢力および要注意先の取扱いガイドライン」を策定、保証審査会の開催、反社情報の一元化による定期的なスクリーニングの実施などにより組織として一層の強化を図りました。
コンプライアンスの共通認識を図るため、コンプライアンス担当者会議を開催しました。また、「コンプライアンス・チェックシート」の改正を行い、職員の意識向上に努めました。
- ②個人情報及び特定個人情報の取扱いの監査を行い、助言・指導を行いました。
- ③ BCM 訓練の実施や安否確認システム利用などで、役職員への浸透を図りました。
- ④リスク管理状況及び適正な業務運営の内部監査を実施し、改善・助言など行いました。
- ⑤「ヒヤリ・ハット集」の作成により事務ミス削減を図りました。

(5) ORBIT システム運用の安定化ならびに有効活用

- ①保証協会コンピュータサービス(株)に照会を重ね、各部署と連携し当協会に適したエラーレベルの設定を行うなど効率的な運用及び事務ミス防止を図りました。また、令和2年度に業務効率化・標準化を図るため、ORBIT システム入力時に発生するエラーへの対応策、操作方法の問合せを記録する一覧表を作成し協会全体で情報共有を図りました。
- ② ORBIT 運営協議会に毎月参加し、機能拡充等の情報交換を行い、速やかに対応しました。
- ③各部署の業務効率化のため、ORBIT システムの機能を補助するサブシステムの拡充を実施しました。

(6) その他の項目

- ①信用保険業務に係る日本政策金融公庫の2カ月研修や「信用調査検定」など、全国信用保証協会連合会研修への参加を積極的に行いました。
更には、日本政策金融公庫への出向や外部講師による内部研修会の実施など、長期的視野に立って企業に貢献できる人材育成を図りました。
ただし、令和2年度については、コロナ禍により職員への感染リスクを排除するため予定の研修等の実施を見送りました。
- ②利用者目線からの保証利用メリット、地域・社会貢献などのイメージアップ広報に努めました。令和元年10月には、「公式LINE アカウント」を開設し、ホームページと併せてタイムリーな情報発信を行いました。令和2年度は、新型コロナ関連保証の広報を中心に各種広報媒体を活用し積極的な情報発信を行いました。
- ③平成30年度にサーバシステム・端末機器の全面更改を行い、障害対応能力の強化を図り、運用基盤の安全性強化を実施しました。また、令和元年度には、障害対応に備え

ORBIT 緊急システムの動作環境の整備を実施しましたが、有事における運用体制の整備までには至りませんでした。

●外部評価委員会の意見

(総括) 中期事業計画では、基本方針を掲げられ、これらの基本方針に基づき、年度毎の具体的な取組方針を示し、コロナ禍のなか対面事業については、必要最小限に留めたものがありますが、基本方針に沿う内容にて、現実かつ適正に実施されたことを高く評価します。

以下、個別の評価は次のとおりです。

- (1) 保証部門について、中小企業者等の資金ニーズを把握し、信用保証制度の利便性の向上を図るため、「わかやまミライ」等の4制度を創設、また、「たんけいネクスト」等の4制度については、より利便性の高い保証制度へ改訂するなど保証利用の推進を図る取組みが実施されたことを評価します。

創業支援につきましては、コロナ禍の制約もありましたが、各年度とも一定規模の創業保証の取組みをされている点は評価します。

また、新たな試みとして「創業支援セミナー」をYouTube 動画配信で開催された点、さらに、視聴者からの意見を踏まえて、改善課題を認識されている点は評価します。

特に、令和2年度の保証承諾額の著しい増加は、コロナ禍による中小企業者等の資金需要に対し適切に対応できた結果であり、中小企業者等に対する資金繰り支援の目的達成のための従前からの取組みが適切に行われていたことの結果であると考えます。

今後も、新型コロナウイルス感染症の影響拡大による中小事業者等の資金需要に対応するため、経営支援・資金繰り支援の積極的な取組みが望まれます。

- (2) 期中管理・経営支援部門について、令和元年度より重点管理先の「支援企業」の範囲を変更し、より多くの中小企業者等に各種経営支援策を積極的に提案できるようにされた姿勢は評価できます。

「借換保証」等による弁済の正常化の取組みにつきましては、各年度とも一定の企業数の正常化に取組まれたことを評価します。

令和3年度からは、増大した保証債務残高に対する、期中管理・経営支援の重要性がより一層高まると思われませんが、引き続き、適切な期中管理・経営支援に努めていただきたいと考えます。

- (3) コンプライアンスにつきましては、保証料誤徴収等発生時には適時に対応し、「コンプライアンス・マニュアル」の改正等により注意喚起を図られた対応及び姿勢を評価します。

▶ 令和3年度経営計画

1. 業務環境

1) 地域の景気動向

新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という）の影響により、厳しい状況にあるなか、一部に弱さがみられるものの、全体としては持ち直しつつあります。個人消費では、巣ごもり需要によるまとめ買いにより、食料品・日用品等が堅調となっています。観光動向はGoToトラベルの一時停止により観光客数が減少しています。生産活動は新規の設備投資需要が低調ながら、中国向けを中心に持ち直しの動きがみられます。雇用情勢は弱い動きとなっています。また、県内の倒産件数は新型コロナ関連融資で支えられ、落ち着いた推移となっていますが、小売業の倒産は増勢が続いています。

先行きについては、感染症の影響が続く中で、感染拡大の防止策を講じつつ、持ち直しの動きが続くことが期待されます。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。

2) 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

2019年末に発生した感染症は、2021年1月には2回目の緊急事態宣言（首都圏など地域限定）が発出されるなど、海外はもとより日本経済に大打撃を与え続けています。中小企業・小規模事業者（以下「中小企業者等」という）にとって、感染症による影響の長期化懸念などから停滞感が漂い、業種間の回復格差も顕在化してきています。特に、対面型サービス業はソーシャルディスタンスの確保といった制約の影響を強く受け、回復の足取りは製造業に比べて鈍いです。

一方、ワクチン接種の世界的な普及による早期の経済活動の正常化への期待も高いが、感染症の収束見通しが立っておらず、国内での再拡大による経済の下振れリスクといった不透明感の強い状況が当面続くと思われれます。

2. 業務運営方針

和歌山県信用保証協会は、地域金融の担い手として、アフターコロナの新たな日常を踏まえた経済の力強い回復と生産性の更なる向上に取り組むため、金融機関や関係機関との連携強化（リスク分担）を図りながら、中小企業者等の資金繰り支援はもとより、創業・経営改善・事業承継・事業転換など、中小企業者等のあらゆるライフステージに応じたきめ細かな金融支援・経営支援の拡充に努め、地域経済の活性化や成長発展に貢献します。

以上を踏まえ、次の事項を積極的に取り組むこととします。

- ①引き続き感染症の影響を受けている中小企業者等の資金繰り支援を最優先に位置づけ、中小企業者等の実情に応じて、迅速かつ適切な対応を講じるよう全力を挙げて取り組みます。
- ②コロナ禍の状況を見極めながら、より一層経営支援態勢の強化を図り、経営改善・事業再生支援等に取り組みます。
- ③地方創生に貢献するため、創業支援・事業承継支援に積極的に取り組みます。特に、コロナ禍を受けて、後継者不在企業の休廃業が急増することが懸念されるため、事業承継支援に注力していきます。

中期事業計画・年度経営計画
 新型コロナウイルス感染症に関する取り組み
 経営支援・再生支援
 創業支援・事業承継
 支援の主な取り組み
 貢献活動について
 広報・企業支援・社会
 信用保証制度の役割
 (目的と業務)
 信用保証のご利用
 にあたって
 保証制度のご案内
 信用保証の動向
 令和2年度事業報告
 個人情報保護へ
 の取り組み
 コンプライアンス
 態勢
 当協会の概要

- ④経営基盤の強化・充実を図るため、業務の効率化や経営の合理化を進めます。
- ⑤公的機関として社会的責任を果たすため、コンプライアンス態勢の一層の強化に取り組みます。
また、持続可能な社会を実現するため、SDGs 宣言に向けた具体的な取り組みを推進します。

3. 具体的な課題と解決のための方策

1) 感染症の影響を受けている中小企業者等への資金繰り支援

- ①感染症の影響を受けている中小企業者等の資金繰り支援を最優先に位置づけ、安心して事業継続ができるよう、引き続き全力を挙げて取り組みます。
- ②中小企業者等の実情に応じた各種政策保証や協会の独自保証制度等を提案します。
- ③顧客目線に立ったサービスの拡充と事務の効率化を図り、資金需要に丁寧かつ迅速に対応します。

2) 金融機関や関係機関との連携体制の強化

- ①主要金融機関本部や営業店を訪問し、保証付融資とプロパー融資に係る取り組み状況について情報共有を図り、適切なリスク分担による継続的な支援を実施します。
- ②金融機関や関係機関との情報交換会や業務説明会等の開催により連携強化を図り、保証制度等の周知および保証の推進を実施します。
- ③金融機関や中小企業者等の資金ニーズや要望を踏まえ、新制度の創設や利便性の高い制度への改正を検討します。
- ④各種保証先リストを活用し、保証利用の維持・拡大に取り組みます。
- ⑤コロナ禍の状況を見極めながら、金融機関向けの合同審査勉強会を開催します。
- ⑥「経営者保証に関するガイドライン」に則り、経営者保証に頼らない保証を積極的に取り組みます。

3) 金融支援と経営支援の一体的取り組み

- ①保証申込先に対し、コロナ禍の状況を見極めながら、必要に応じた「実地調査」により、一層保証利用者の実態把握や事業性の評価に取り組みます。
- ②感染症の影響を受けた中小企業者等の早期の経営改善や事業再生を促すため、「伴走支援型特別保証制度」や「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度」を周知し、積極的に取り組みます。
- ③資金調達に不安を抱えている中小企業者等に対して、適切なアドバイスや金融機関の紹介を行います。

4) アフターコロナを見据えた経営支援・再生支援の充実・強化

- ①金融機関および関係機関に対し、『当協会の経営支援』の周知および利用促進に積極的に取り組みます。
また、和歌山県中小企業再生支援協議会と一層連携を深め、経営支援・再生支援に取り組みます。
- ②感染症の影響を受けた中小企業者等に対し、専門家や金融機関と連携・協力し、「経営相談会」を拡充して開催します。
- ③感染症の影響を受けた中小企業者等や重点管理先の『支援企業』を中心に、金融機関と連携・

中期事業計画・年度経営計画

協力を図り、専門家派遣事業「わかやま連携サポート」や「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」等きめ細かな経営支援を積極的に提案します。

- ④「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」の利用者で経営改善計画の修正が急務な事業者に対し、専門家による修正経営改善計画書策定支援を実施します。

5) 創業支援の積極的な取組み

- ①金融機関、和歌山県よろず支援拠点との連携を一層強化し、創業保証制度の周知および利用促進を行います。
- また、大学機関に対する説明会を開催し、創業に関する当協会の取組み等の紹介を行います。
- ②「創業セミナー」をオンラインにて開催します。また、創業保証を利用した創業者を地元広報誌等で紹介します。
- ③創業保証を利用した創業者に対し、専門家派遣事業「わかやま連携サポート」による経営相談などの創業者フォローアップ支援を実施します。
- ④独力で創業計画策定が困難な創業希望者に対し、専門家による創業計画策定支援を実施します。
- ⑤創業支援セミナー in わかやま実行委員会が実施する創業イベントに参画します。

6) 事業承継支援・生産性向上の取組み

- ①保証利用者に対する DM 発送や「事業承継セミナー」のオンライン開催により潜在的な事業承継ニーズを掘り起こします。また、金融機関と連携して専門家派遣事業「わかやま連携サポート」の実施や、必要に応じて和歌山県事業承継・引継ぎ支援センターを紹介する等、積極的な事業承継支援に取り組みます。
- ②金融機関や関係機関に対し「事業承継に係る保証制度」の周知および利用促進に積極的に取り組みます。
- ③生産性向上に悩みを抱える事業者に対し、専門家派遣事業「わかやま連携サポート」を実施し、必要に応じて保証取り組みを行います。

7) 顧客目線に立ったサービスの拡充

金融機関に対し「McSS 経営診断報告書」の周知を図り、重点管理先の『支援企業』や条件変更先など経営改善が必要な中小企業者等に対し、積極的な利用促進に取り組みます。

8) コンプライアンス態勢強化に向けた役職員の意識向上

「コンプライアンス・プログラム」に基づく活動を着実に実施し、コンプライアンスのより一層の浸透と役職員の意識向上を図り、健全かつ適正な業務運営に努めます。

9) 反社会的勢力等の不正利用防止および排除体制

一元化された反社データの構築により、保証審査時などにおいて反社会的勢力等からの不正利用防止および排除、また、既往取引先に対し定期的なスクリーニングの実施により関係遮断の徹底を図ります。

中期事業計画・年度経営計画

10) 各部門の効率的かつ適正な業務運営への助言、個人情報保護および特定個人情報の適正な取扱いと保護

計画的に内部監査を実施し、リスク管理および業務改善などについて適切に助言を行い、効率的かつ適正な業務運営の促進を図ります。また、個人情報および特定個人情報についても計画的に点検・監査を行い、適正な取扱いおよび保護に取り組みます。

11) 財務の健全性の確保

資金管理の徹底や予算執行状況の進捗管理に加えて更なる経費の見直しに取り組むことで財務の健全性を確保します。

12) 人材の育成ならびに危機管理体制の強化

関係機関への研修参加や業務出向を通じて、長期的視野に立ち専門性の高い人材育成に取り組めます。また BCP 訓練の実施により役職員への浸透を図ります。

13) 電算システムの安定稼働と利便性向上

保証協会コンピュータサービス（株）との連携により ORBIT システムの安定稼働に努めるとともに、日常の業務を通じ業務効率化を検討します。また、融資実行までのリードタイムを短縮することを目的に（一社）全国信用保証協会連合会が開発予定の共同システムによる信用保証業務の電子化に対応できる体制を整えます。

14) 広報活動の充実

保証制度や経営支援メニューなどの最新情報について、各種広報媒体を活用し「見やすさ」を意識してタイムリーに情報発信します。

15) SDGs 宣言に向けた取り組み

SDGs への貢献を意識し、具体策を考案するためプロジェクトチームを立上げ、中小企業支援や社会貢献活動に向けた取り組みを検討します。

4. 保証承諾等の見通し

令和3年度の保証承諾等の主要業務数値（見通し）は、以下のとおりです。

項目	金額	前年度計画比
保証承諾	1,200 億円	53.8%
保証債務残高	3,540 億円	105.9%
代位弁済	25 億円	176.9%
回収	7 億円	90.8%

▶ 令和2年度経営計画の評価

令和2年度経営計画に対する実施評価は以下の通りです。なお、実施評価に当たりまして、弁護士、公認会計士・税理士により構成される「外部評価委員会」の意見・アドバイスを踏まえ、作成いたしましたので、ここに公表いたします。

●重点課題への取組み状況

令和2年度の重点課題として掲げた項目への主な取組み状況は、以下の通りです。

(1) 保証部門

1) 保証利用の推進を図る取組み

- ①主要金融機関本部や大規模店舗を中心に役員及び管理職などが訪問し、新型コロナウイルス感染症対応資金（以下、「ゼロゼロ保証」という。）の迅速な対応を依頼。また、保証付き融資の取組状況やプロパー融資併用割合についての金融機関とのリスク分担、ならびに今後の見通しや地域情勢につき定期的に情報交換を行い、一層の連携強化を図るとともに、積極的な資金繰り支援を行うことを確認しました。金融機関訪問は延べ68回。
- ②年間を通し、ゼロゼロ保証を中心とした資金繰り支援に注力したため、新たな保証制度創設は見送りましたが、「一般保証」及び「経営安定関連保証」制度について利便性向上のため一部改訂を行いました。
また、年々減少傾向にある保証利用企業者の歯止め策として「利用者増進キャンペーン」を検討していましたが、コロナ禍により当該キャンペーンは見送りました。
- ③金融機関に対し、ゼロゼロ保証の周知を図るべく業務説明会を4回開催しました。また、紀陽銀行融資役席会議において当協会の経営支援策や「事業承継特別保証」の制度の概要を説明しました。
なお、コロナ禍により関係機関・教育機関への業務説明会は見送りましたが、田辺商工会議所とコロナ禍での地域情勢につき情報交換を実施しました。
- ④保証利用の維持・拡大のため、定期的に各種保証先リストを主要金融機関本部や支店へ提供し積極的な資金繰り支援を行った結果、令和3年3月末の保証利用企業者数は13,197者（対前年比119%）と大幅に増加しました。
- ⑤金融機関向けの合同審査勉強会は、コロナ禍により見送りました。

2) 金融支援と経営支援の一体的取組み

- ①保証・条件変更申込における実地調査は、コロナ禍により原則自粛をしたため、47企業（対前年比15%）に留まりました。また、経営サポート会議についても、コロナ禍により必要最小限にしたため、6回（対前年比16%）の開催に留まりました。
一方、ローカルベンチマークシートを活用した専門家派遣事業「わかやま連携サポート（経営安定）」は25企業（対前年比63%）に対し、94回派遣を実施し、一層保証利用者の実態把握や事業性の評価に取組みました。
- ②経営改善が必要な中小企業者等に対しては、経営改善サポート保証26件683百万円（対

前年比87%)、条件変更改善型借換保証7件275百万円(対前年比215%)等積極的に取り組みました。

- ③金融支援と経営支援が一体となった政策保証やライフステージに応じた保証制度などの浸透を図るため、金融機関を訪問し、条件変更先などに対するゼロゼロ保証の申込時の注意点やリーフレット活用により「事業承継特別保証」制度について周知を図りました。田辺支所において、商工会議所及び商工会主催の「経営相談会」に参加し、参加企業の2企業へ各種政策保証等の周知を図りました。
- ④資金調達に不安を抱える中小企業者等から、協会へ相談があった15企業の内10企業(対前年比45%)に対して、金融機関を紹介し、内4企業が保証承諾に至りました。また、創業における協会への相談者9企業の内2企業が保証承諾に至りました。

3) 創業支援の積極的な取り組み

- ①紀陽ビジネスセンター及び和歌山県よろず支援拠点との情報交換会は、コロナ禍の影響により見送りましたが、創業保証の推進に活用してもらうため、「金融機関向けの創業保証Q&A」を策定し、ホームページ(金融機関専用ページ)に掲載しました。創業保証承諾:100件、600百万円(対前年比79%)
- ②近畿税理士会、特定社会保険労務士、和歌山県よろず支援拠点、和歌山県事業引継ぎ支援センター(現:和歌山県事業承継・引継ぎ支援センター)の基調講演を主体とした「創業支援セミナー」を、金融機関や和歌山県よろず支援拠点の後援により、期間限定でオンデマンド(YouTube動画配信)にて開催し、68名の方よりセミナーの資料請求がありました。アンケートでは「満足」との回答は7割に留まりました。撮影方法や配信方法等についてのご意見をいただき、今後の課題であると認識しています。また、創業保証を利用した2企業を地元広報誌で紹介しました。
- ③創業保証を利用した中小企業者等に対し、専門家派遣事業「わかやま連携サポート」による経営診断などの創業者フォローアップ支援を3企業(対前年比100%)に対し、14回専門家派遣を実施しました。
- ④独力で創業計画策定が困難な創業希望者に対する、専門家による創業計画策定支援について利用推進を行いましたが、申請者はありませんでした。
- ⑥創業支援セミナー in わかやま及びビジネスプランコンテストの創業イベントに、実行委員及び代理委員として参画しました。

4) 顧客目線に立ったサービスの拡充と個人情報の管理

- ①「McSS 経営診断報告書」の周知及び利用促進を図るため、10月~11月に「McSS 提供キャンペーン2020」を実施し、結果として303企業(対前年比134%)に対し、「McSS 経営診断報告書」を提供しました。
徴求書類の簡素化で顧客サービスの拡充を行い、可能な限り押印レス化に取り組むなど事務の効率化を図りました。
- ②ファイリングシステムの運用により、日常業務において企業ファイル等の入出庫管理を行い、年2回の棚卸作業を実施し、個人情報の管理には問題がありませんでした。

また、完済稟議書等の廃棄、ならびに完済分の委託契約書の外部保管委託・廃棄を実施し、廃棄する際には溶解処理を行うなど個人情報管理を徹底し書庫の整理にも取り組みました。毎月、個人データ取扱状況を点検し、個人情報の保護及び管理を行いました。

(2) 期中管理・経営支援部門

1) 経営支援・再生支援の充実・強化

- ①経営支援を実施していない等一定の要件を満たしている中小企業者等のメイン金融機関全営業店を訪問し、「当協会の経営支援」の概要説明及び利用促進を行いました。また、紀陽銀行融資役席会議においても、同様の説明を行い、利用促進を行いました。再生支援協議会の新制度である「新型コロナウイルス感染症特例リスクジュール」開始により、再生支援協議会と主要金融機関との情報交換会議を主催し、当該制度の取組みについての目線合わせを行いました。また、紀陽銀行及びきのくに信用金庫本部を通じ、各営業店の融資先に対し「特例リスク」の活用を働きかけました。
- ②経営支援を実施していない等一定の要件を満たしている中小企業者等のメイン金融機関全営業店を訪問し、専門家派遣事業「わかやま連携サポート」及び「経営改善計画策定支援事業」の概要説明と利用促進を行いました。「わかやま連携サポート」の申請を受理した34企業（対前年比69%）に対し134回専門家派遣を実施しました。また、405事業利用者20企業（対前年比90%）及びブレ405事業利用者5企業（対前年比45%）に費用補助を行いました。
- ③「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」の利用者で修正計画策定が急務な6企業に対し、専門家派遣により修正経営改善計画書策定に取組み、5企業の修正計画に対し全債権者から同意を得ました。
- ④外部専門家や地域金融機関と連携・協力し、中小企業診断士などによる経営相談会を6回開催し、22企業が参加しました。

2) 事業承継支援・生産性向上の取組み

- ①新保証制度である「事業承継特別保証制度」について、経営者が60歳以上の中小企業者等のメイン金融機関の営業店を訪問し、当該制度の概要説明と利用促進を行いました。また、紀陽銀行融資役席会議においても、同様の説明を行い、利用促進を行いました。事業承継特別保証承諾：2件、75百万円。
- ②事業承継や生産性向上に悩みを抱える中小企業者等に対し、専門家派遣事業「わかやま連携サポート」を実施し、生産性向上支援には3企業に対し15回、事業承継支援には3企業に対し11回、それぞれ専門家の派遣を実施しました。なお、具体的な資金ニーズはなく保証の取組みには至りませんでした。
- ③事業承継士、和歌山県事業引継ぎ支援センター（現：和歌山県事業承継・引継ぎ支援センター）による基調講演を主体とした「事業承継セミナー」を、金融機関や和歌山県事業引継ぎ支援センターの後援により、期間限定でオンデマンド（YouTube 動画配信）にて開催し、57名の方からセミナーの資料請求がありました。なお、アンケートでは8割の方より「満足」との回答をいただきました。

3) 条件変更先の弁済正常化の取組み

- ①金融機関と連携・協力して条件変更先の実態を見極め、借換保証等による弁済の正常化を図りました。58企業（対前年比161%）、承諾金額1,172百万円（対前年比134%）
- ②初回条件変更申込先の実地調査は、コロナ禍により自粛しましたが、条件変更申込時において金融機関に対し、経営支援策の利用推進を行いました。

(3) その他間接部門

1) コンプライアンス態勢強化に向けた役職員への浸透

「コンプライアンス・プログラム」に基づき、コンプライアンス委員会を5回開催し、反社スクリーニングの結果報告及び反社認定先の回収方針の決定などを行いました。また、コンプライアンスの浸透状況把握のため、コンプライアンス担当者の意見を参考に「コンプライアンス・チェックシート」の大幅な改正を行い、職員の意識向上に努めました。なお、コンプライアンス担当者会議は、コロナ禍を鑑み、開催は見送りました。

2) 反社会的勢力の不正利用防止および排除

反社会的勢力等の排除及び不正利用防止のため、一元化された反社データ活用による定期的なスクリーニングを実施し、反社会的勢力等との関係遮断に努めました。

また、反社会的勢力等関連（元反社含む）審査会を6回開催し、計7企業について審議を行い反社会的勢力等の周辺者と判断した企業先の不正利用防止に努めました。

3) 各部門における効率的かつ適正な業務運営の促進

諸規程などに基づいた事務処理の内部監査を行い、適切に業務運営の確保に努めるよう指摘・指導を行いました。また、個人データ及びマイナンバー（特定個人情報）の取扱いについて、点検・監査を行い問題なく適正な事務取扱いが行われていることを確認しました。

4) 財務の健全性の確保

資金繰りの管理を徹底し、安全かつ収益性を考慮し資金運用を行いました。また、予算執行状況の管理を行うため、常時、経費削減を意識し財務の健全性を図りました。

5) 人材の育成ならびに危機管理体制の強化

コロナ禍の影響により予定していた関係機関への研修参加やBCPに関する訓練については、実施を見送りました。なお、コロナ禍が長引く事を予想し今後の対策について検討しました。

6) 電算システム（ORBIT）の安定運用と効率的活用

電算システム（ORBIT）を運用する中で、当協会の業務効率化を図るため同システムの機能を補助するサブシステム（サーバ系独自システム）の更なる拡充を実施しました。なお、災害対策については、令和元年度のORBIT緊急システムの動作環境の整備を実施した以降は、コロナ禍の影響もあり着手できませんでした。

7) 情報発信力の強化

新型コロナに係る保証制度等の広報を中心にホームページ、LINE、テレビCM、テレビ出演（情報番組）などメディアの多角的利用を行い積極的な情報発信を行いました。

また、コロナ禍のなか、YouTube での動画配信となった「創業支援セミナー」・「事業承継セミナー」の開催情報は、関係部署と連携しフリーペーパーやテレビCMなどで情報発信を行いました。

●外部評価委員会の意見

(総括) 年度経営計画の中で、部門毎に具体的かつ詳細な課題や行うべき方策を明確にし、そして、部門毎に個別の課題等に対応した詳細な自己評価が行われており、このことは高く評価します。なお、令和2年度は、金融機関訪問回数や事業説明会、勉強会や実地調査等がコロナ禍により自粛を余儀なくされる中、セミナーのオンデマンド開催等の代替手段が適切に講じられており、また、ホームページへの情報掲載等各種メディアの多角的利用による情報発信力の強化にも努められたことを評価します。

以下、個別の評価は次のとおりです。

- (1) 保証部門について、令和2年度の保証承諾額及び保証利用企業者数は大幅に増加しており、コロナ禍の影響が顕在化する中、新型コロナウイルス関連保証を中心に、中小企業者等の資金需要に適切に対応された結果であるものと評価します。
創業支援につきましては、新たな試みとして「創業支援セミナー」を YouTube 動画配信で開催されたことを評価します。また、視聴者からの意見を踏まえて改善課題を認識されており、今後、より良いオンデマンドセミナーを開催されることを期待します。
顧客目線に立ったサービスの拡充のため「McSS 経営診断報告書」のキャンペーンを実施され、前年度以上に多くの企業に「McSS 経営診断報告書」を提供されたことは評価します。コロナ禍の影響が継続している令和3年度も、引き続き、中小企業者等に対する柔軟かつ迅速な資金繰り支援のための貴協会の取組みに期待します。
- (2) 期中管理・経営支援部門について、コロナ禍の影響が顕在化した令和2年度に代位弁済額を低水準に抑えることができたのは、適切な経営支援策が講じられていた結果であると考えます。引き続き、積極的かつ現実の必要性に適切に対応した期中管理・経営支援に努めて頂きたいと考えます。
また、借換保証等による弁済の正常化の取組みは、企業数、承諾金額ともに前期を大幅に上回る結果となっております。今後とも、この取組みを継続して頂きたいと考えます。
- (3) コンプライアンスについて、従前から運用されているコンプライアンス・チェックシート的大幅な改正を行い、役職員の意識向上に努められています。
今後も、コンプライアンスの重要性を認識し、一層の体制充実・強化に努めて頂きたいと考えます。

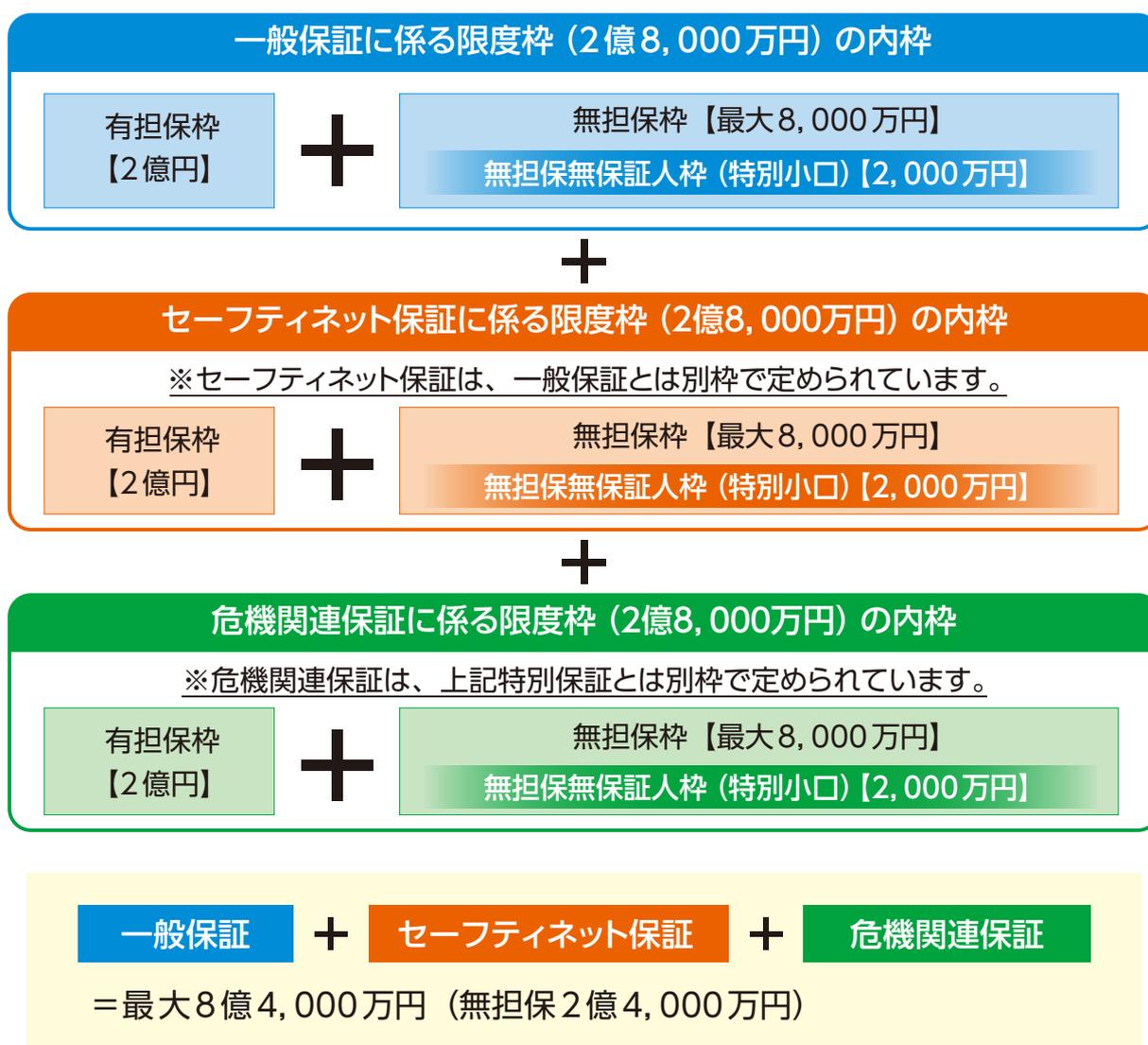
新型コロナウイルス感染症に関する取り組み

当協会では、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、下記の取り組みを行いました。

金融支援

○資金繰り支援の拡充

新型コロナウイルス感染症に係る資金需要に対応するため、一般保証、セーフティネット保証に加え、危機関連保証を活用した3階建ての信用保証枠で、中小企業者への安定的な資金供給をサポートしました。



○資金繰り支援の変遷

日付	概要
令和2年2月1日	・和歌山県「経営支援資金（一般枠）」に「指定感染症等に対応した要件」を追加
令和2年3月2日	・セーフティネット保証4号の発動 ・和歌山市「災害復旧支援資金」に「指定感染症等に対応した要件」を追加

新型コロナウイルス感染症に関する取り組み

令和2年3月6日	・セーフティネット保証5号の指定業種追加（その後も随時追加）
令和2年3月13日	・危機関連保証の発動
令和2年5月1日	・実質保証料ゼロ・3年間無利子の和歌山県「経営支援資金（新型コロナウイルス感染症対応枠）」取扱開始 ※1 ・セーフティネット保証5号の全業種指定
令和2年5月15日	・保証対象業種の拡大
令和2年5月20日	・実質保証料ゼロ・1年間無利子の和歌山県「経営支援資金（観光関連緊急対策枠）」取扱開始 ※2
令和2年6月29日	・和歌山県「経営支援資金（新型コロナウイルス感染症対応枠）」※1および和歌山県「経営支援資金（観光関連緊急対策枠）」※2の融資限度額引き上げ
令和2年12月16日	・和歌山県「経営支援資金（新型コロナウイルス感染症対応枠）」について保証申込期限を令和3年3月31日（融資実行期限を令和3年5月31日）までに延長 ※1
令和3年2月1日	・和歌山県「経営支援資金（新型コロナウイルス感染症対応枠）」の融資限度額引き上げ ※1

※1 令和3年3月31日取扱終了 ※2 令和2年12月31日取扱終了

○支援体制の強化

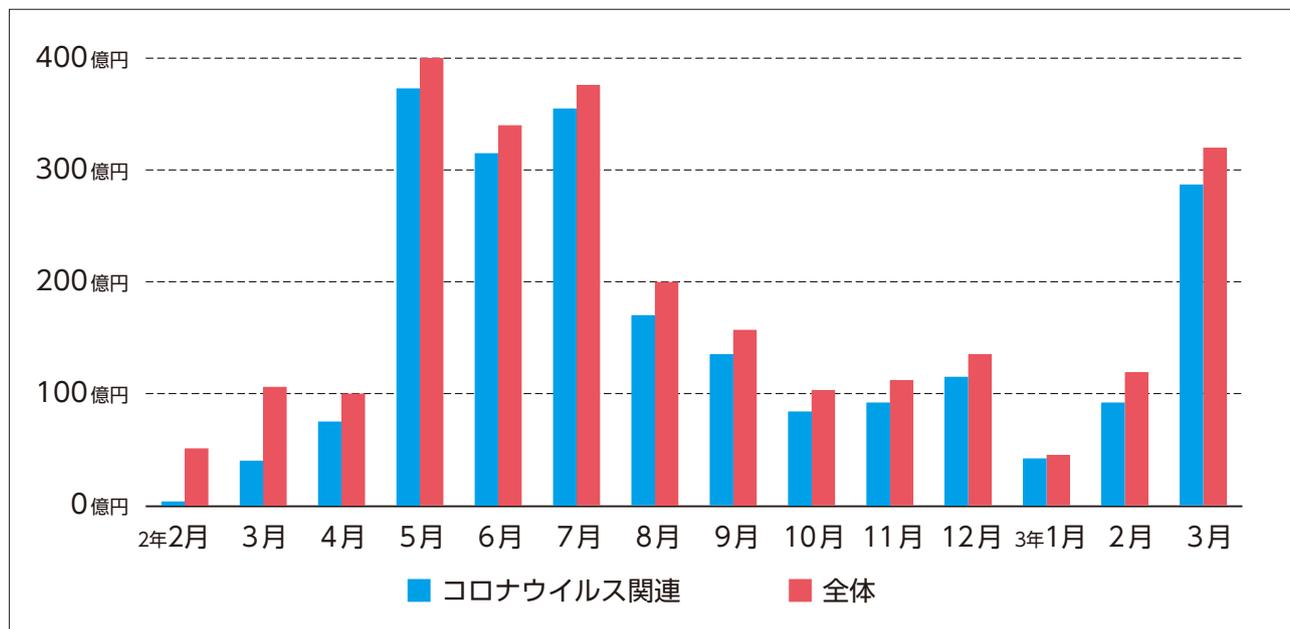
相談窓口の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年1月29日 「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」設置 ・令和2年3月7日 休日電話相談の開始 ・令和2年5月2日 休日窓口相談の開始（～令和2年6月28日）
内部態勢の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・他部門から保証部門への応援や休日出勤による迅速な対応
広報活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、LINEによる情報発信 ・保証制度を紹介したリーフレットの作成 ・テレビ番組出演による情報発信（令和2年4月16日・6月4日）



新型コロナウイルス感染症に関する取り組み

新型コロナウイルス感染症に関する保証承諾状況（令和2年2月1日～令和3年3月31日）

1. 保証承諾推移



2. 制度別保証承諾状況【累計】

(単位: 千円)

制度別	件数	構成比	金額	構成比
【国制度】				
危機関連保証	9	0.1%	488,000	0.2%
経営安定関連保証	10	0.1%	356,400	0.2%
【県制度】				
経営支援資金（一般（感染症）枠）	2	0.0%	9,500	0.0%
経営支援資金（セーフティ枠）	356	2.7%	9,626,500	4.4%
経営支援資金（危機対応枠）	376	2.9%	13,013,800	6.0%
経営支援資金（新型コロナウイルス感染症対応枠）	12,143	92.2%	187,689,338	86.2%
経営支援資金（観光関連緊急対策枠）	80	0.6%	2,072,360	1.0%
資金繰り安定資金（セーフティ枠）	162	1.2%	3,558,156	1.6%
資金繰り安定資金（危機対応枠）	34	0.3%	943,500	0.4%
合計	13,172	100.0%	217,757,554	100.0%

3. 金融機関別保証承諾状況【累計】

(単位: 千円)

金融機関	件数	構成比	金額	構成比
紀陽銀行	4,447	33.8%	93,533,667	43.0%
きのくに信用金庫	6,322	48.0%	75,061,417	34.5%
池田泉州銀行	489	3.7%	12,290,860	5.6%
南都銀行	559	4.2%	11,887,838	5.5%
新宮信用金庫	442	3.4%	5,170,600	2.4%
第三銀行	311	2.4%	5,055,000	2.3%
その他金融機関計	602	4.6%	14,758,172	6.8%
合計	13,172	100.0%	217,757,554	100.0%

4. 業種別保証承諾状況【累計】

(単位: 千円)

業種	件数	構成比	金額	構成比
建設業	3,404	25.8%	60,169,083	27.6%
製造業	2,301	17.5%	40,072,875	18.4%
卸売業	1,406	10.7%	31,127,861	14.3%
小売業	1,745	13.2%	25,862,608	11.9%
貨物運送業	465	3.5%	11,207,646	5.1%
飲食業	1,061	8.1%	9,175,810	4.2%
宿泊業	189	1.4%	3,820,440	1.8%
娯楽業	184	1.4%	3,171,572	1.5%
その他	2,417	18.3%	33,149,659	15.2%
合計	13,172	100.0%	217,757,554	100.0%

※統計上の業種分類とは異なっております。

「わかやま中小企業支援ネットワーク」

平成24年9月24日に創設した「わかやま中小企業支援ネットワーク」についての活動状況は以下のとおりです。

【ネットワーク参加会員18機関】（令和3年9月1日現在）

近畿経済産業局、近畿財務局和歌山財務事務所、和歌山県、紀陽銀行、きのくに信用金庫、新宮信用金庫、南都銀行、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫、和歌山県中小企業再生支援協議会、和歌山県商工会議所連合会、和歌山県商工会連合会、地域経済活性化支援機構、和歌山県中小企業診断協会、近畿税理士会（和歌山県支部連合会）、和歌山弁護士会、わかやま産業振興財団、和歌山県信用保証協会

【活動状況】

- 第17回ネットワーク会議開催
令和3年2月8日（月）
オンライン開催
- 第18回ネットワーク会議開催
令和3年7月28日（水）
オンライン開催
- 経営サポート会議
令和2年4月1日～令和3年3月31日まで
7企業について開催



【ネットワーク機能】

1. ネットワーク会議
定期的に、関係機関における経営支援・再生支援ならびに起業・創業支援等の取組みについて事例報告や情報交換を行い、地域全体のスキルの向上を図ります。
2. 経営サポート会議（個別支援会議）
中小企業者と金融機関の要請に基づき、関係者が一堂に会し具体的な支援方針などを協議し、中小企業者の早期経営改善や再生をサポートします。

「わかやま中小企業支援ネットワーク」は、今後も定期的な会議開催等により、会員相互が協調して県内中小企業者に対する経営支援・再生支援に取組み、地域経済の活性化に努めてまいります。

『創業・事業承継サポートデスク』のご案内

令和3年4月より『創業・事業承継サポートデスク』を設置しました。
 創業、事業承継の準備段階から実行、フォローアップまで一貫して支援します。
 また、関係機関、外部専門家と連携し、セミナー等によって専門的なノウハウを提供します。
 (お問合せ先はP 60をご覧ください。)

和歌山商工会議所(事業承継・引継ぎ支援センター)との「中小企業・小規模事業者の事業承継支援に関する覚書」締結

令和3年7月16日に和歌山商工会議所(事業承継・引継ぎ支援センター)と「中小企業・小規模事業者の事業承継支援に関する覚書」を締結しました。

当協会はこれまでも、創業・事業承継サポートデスクの設置、事業承継セミナーの開催など、事業承継支援に取り組んできましたが、今般の覚書の締結により、さらに前進した事業承継支援に取り組む方針です。



「創業支援セミナー」の開催

令和2年11月20日～12月3日の期間において、これから事業を始める方や開業後間もない方を対象とした無料Web創業セミナーを開催しました。例年は対面方式で開催していましたが、令和2年度は感染症対策としてオンデマンド方式(YouTube動画配信)にて開催しました。動画内では中小企業支援で活躍する4名の専門家に、様々な視点から「創業」についてご講演いただき、県内各地から多くの方に受講いただきました。

概要

開催方法：YouTube 動画配信

配信期間：令和2年11月20日(金) 正午～12月3日(木) 午後5時

主催：和歌山県信用保証協会

内容：【第一部】『起業を目指す皆様へ！～借りるためではなく成功のための事業計画を作ろう～』

和歌山県よろず支援拠点 鶴田 寛之 氏

【第二部】『後継者人材バンクをご存知ですか?』

和歌山県事業引継ぎ支援センター (現：和歌山県事業承継・引継ぎ支援センター)

井上 禎 氏

【第三部】『伝わる！創業計画書のポイント 創業者に教えた税の仕組み』

下津会計事務所 税理士 下津 正也 氏

【第四部】『従業員雇用のポイント、助成金について』

特定社会保険労務士 多部 美穂 氏

「事業承継支援セミナー」の開催

令和3年1月29日～2月11日の期間において、事業承継について悩みを抱える中小企業・小規模事業者を対象とした無料 Web 事業承継セミナーを開催しました。創業セミナーに引き続き、本セミナーも感染症対策としてオンデマンド方式（YouTube 動画配信）での開催となりました。

概要

開催方法：YouTube 動画配信

配信期間：令和3年1月29日（金）正午～2月11日（木）午後5時

主催：和歌山県信用保証協会

内容：【講演①】『経営者ならば誰しも降りかかる「後継者問題」

～ M & A 等を活用した事業承継の手引き～』

和歌山県事業引継ぎ支援センター（現：和歌山県事業承継・引継ぎ支援センター）

井上 禎 氏

【講演②】『法人、個人？黒字、赤字？ケース別の重点課題と解決法』

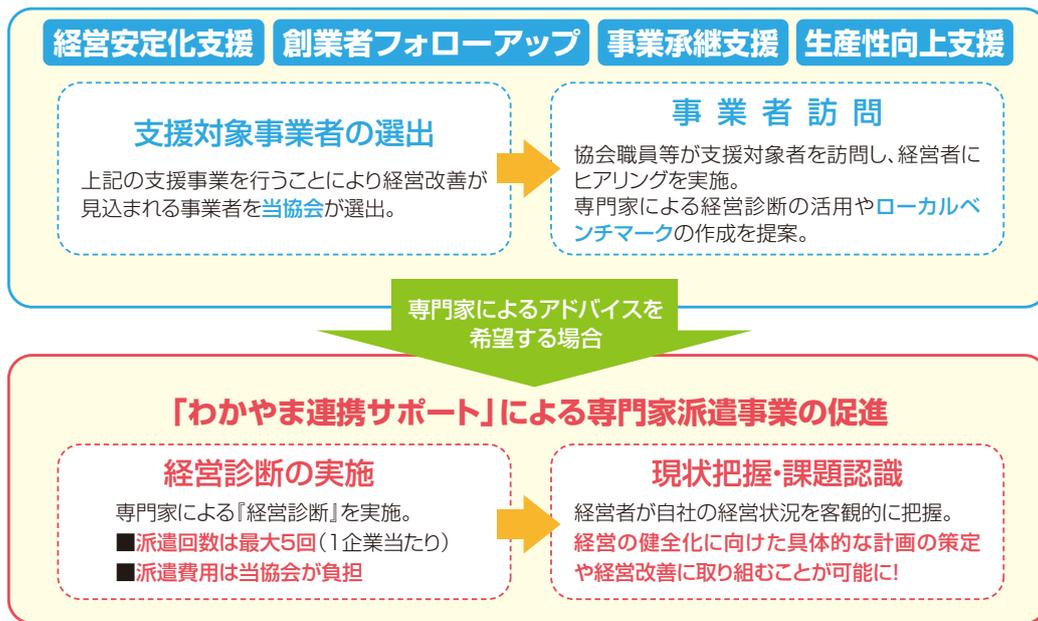
事業承継士・中小企業診断士 細田 宏 氏

今後もセミナーを開催し、各関係機関と連携しながら、創業支援ならびに事業承継支援に取り組み、地域経済の活性化に努めてまいります。

経営支援・再生支援・創業支援・事業承継支援の主な取り組み

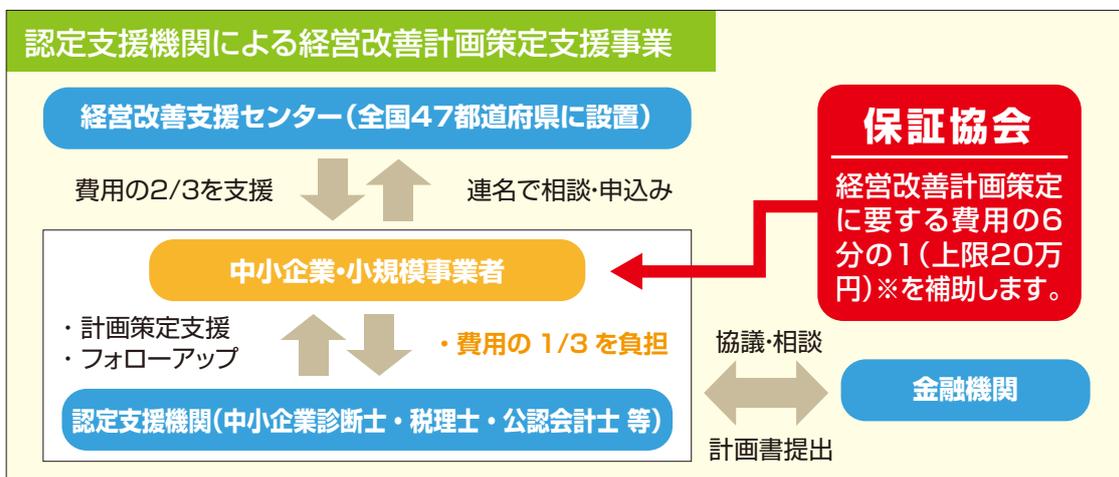
専門家派遣事業「わかやま連携サポート」(経営安定化支援事業)

当協会では、「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」を活用し、経営改善を促進することを目的に、無料で専門家(中小企業診断士・税理士・公認会計士)派遣を実施しております。



中小企業者の「経営改善計画策定費用」に対する当協会の補助事業について (「早期経営改善計画策定支援」を含む)

政府が実施する「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」(事業者に対する計画策定費用等の一部補助)に呼応して、当協会を利用している事業者を対象に、下記のとおり事業者の自己負担部分に対する費用補助を行っております。



※「早期経営改善計画策定支援事業」に係る補助は上限5万円。

和歌山大学における講義の実施

令和3年6月23日、和歌山大学にて講義を実施しました。

今回が当協会初の教育機関での講義実施となりましたが、学生の起業マインドの情勢を図り、未来の起業家の育成に繋げていくため、今後も同様の取り組みを継続していきます。



概要

実施日：令和3年6月23日（水）

場 所：国立大学法人和歌山大学

対象者：教養科目「地域創業論」受講者23名

内 容：「信用保証協会と創業」をテーマに、当協会職員が協会の役割やビジネスプラン作成時のポイントについて事例を交えながら説明しました。

受講者の声

「事業成功の第一歩として、事業計画作成の重要性が分かった。」

「起業も考えているが、協会の利用も新しい選択肢としてイメージできた。」 等

フリーマガジンにおける創業者紹介

当協会の創業支援の一環として、創業保証制度を利用し夢を実現した創業者を紹介する「わかやま創業レポート」をフリーマガジン Lism (2021年1月号) に掲載しました。

誌面では事業紹介に加え、創業者の「思い」や未来の起業家へのメッセージなどを掲載しており、これから起業を考える方の参考にもなる内容となっております。

今後も随時紹介企業を追加いたしますので、ぜひご覧ください。(当協会ホームページからもご覧いただけます。)

■ ホームページアドレス

<http://www.cgc-wakayama.jp/>



広報、企業支援、社会貢献活動について

「信頼される協会、顔の見える協会」を目指して、当協会では次のような活動を行っております。

・ Monthly Reportの発行

毎月1回発行し、新たな保証制度の紹介等のトピックス記事や保証実績等を掲載しております。



・ 「信用保証ハンドブック」、「創業への道」、リーフレット、ポスターの作成

信用保証の基本事項等を紹介した「信用保証制度のご案内」や、ご利用頂くにあたっての手引き書である「信用保証ハンドブック」、「信用保証の実務解説」、「創業への道」、その他中小企業者向けの広報物などを作成しております。



・ ホームページの充実

当協会ではタイムリーで幅広い情報発信を行うため、ホームページの充実に努めております。



ホームページでは、動画と活字を組み合わせた内容で、お客様にわかりやすく保証業務や各種保証制度の内容を掲載しておりますので、是非一度ご覧下さい。

ホームページアドレス: <http://www.cgc-wakayama.jp/>

・ LINEによる情報発信

当協会では和歌山県信用保証協会公式 LINE アカウントを開設しております。

保証制度のご案内、創業・経営支援に関するご案内など、中小企業・小規模事業者の皆さまの「お役に立つ情報」を随時配信しております。ぜひ、友だち登録をお願いいたします。

LINE公式アカウント



友だち追加はこちらから !!

広報、企業支援、社会貢献活動について

・テレビ、ラジオでのCM

当協会ではテレビCMのリニューアルを行い、夏の高校野球2020和歌山大会ならびに正月特別番組等において、地元メディアを活用して「創業セミナー」「新型コロナウイルス感染症に関連する県融資制度のご案内」等のCMを実施しました。

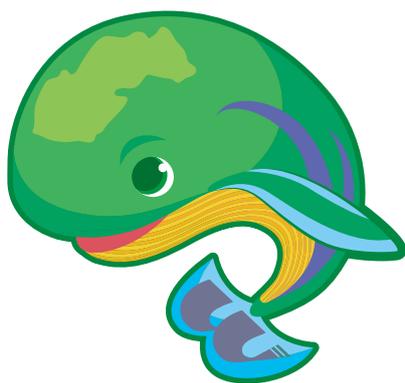
また、ホームページにおいても、CM内容を動画等で紹介しております。



・当協会のマスコットキャラクター誕生

令和2年、当協会のマスコットキャラクター「わっかん」が誕生しました。

ホームページ、LINE、リーフレット等で活躍しております。皆さまよろしくお願いたします。



和歌山県信用保証協会マスコットキャラクター『わっかん』

わっかんは信用保（ホ）証で和歌山を応援（エール）するクジラです。

みなさまとの交流の“輪”が広がることを願い命名しました。体の色は、和歌山の豊かな自然と温暖な気候をイメージしています。

大きな尾びれを使ったジャンプが得意で、中小企業のさらなる飛躍を応援します。

・広告バスの運行開始

令和3年6月23日より「和歌山バス広告車両」の運行を開始しました。経営支援・資金調達・創業支援・事業承継など、経営に関するお悩みがあればぜひご相談ください。



広報、企業支援、社会貢献活動について

・休日・夜間相談窓口の設置

当協会では創業をお考えの方々や、経営改善に取り組んでおられる中小企業者の方を対象に、「休日・夜間経営相談窓口」を設置しております。

当協会の中小企業診断士や経営アドバイザーなど保証審査のベテラン職員がご相談をお受けしております。お気軽にご相談下さい。

・特別相談窓口等の設置

当協会では中小企業・小規模事業者の皆さまに多大な影響があると判断される災害、倒産等の発生の際に特別相談窓口等を設置し、中小企業・小規模事業者の皆さまからのご相談をお受けしております。お気軽にご相談下さい。

なお、令和3年9月1日現在で設置している特別相談窓口等は次のとおりです。

特別相談窓口

- 東日本大震災に関する特別相談窓口
- 平成28年熊本県熊本地方の地震に係る災害に関する特別相談窓口

相談窓口

- 英国におけるEU残留・離脱を問う国民投票の結果の影響関連相談窓口
- 賃金水準上昇対策相談窓口
- 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

・「企業の森」事業への参加

和歌山県では森林の環境を保全していくため、企業や労働組合と森づくりを進める「企業の森」事業を行っております。当協会では平成21年より「企業の森」事業に参加しております。

「信用保証の森」として、環境保全活動を始めて12年が経ちました。

和歌山の風土の豊かさと同時に自然環境の厳しさを実感し、参加者それぞれが思い描く「未来につなぐ森づくり」には、まだまだ年月がかかりそうですが、関係するの方々のご協力を得ながら、これからも積極的に取り組んでまいります。

信用保証制度の役割（目的と業務）

信用保証協会は、事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対し、その将来性と経営手腕を適正に評価し、「信用保証」を通じて金融の円滑化に努めるとともに、相談・診断・情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の健全な発展に寄与することを目的として設立された信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づく認可法人です。

信用保証協会は、事業に積極的に取り組み、将来に向かって発展の可能性のある中小企業者と金融機関とを結びつける『かけ橋』の役目を果たし、金融の円滑化を通じて中小企業の支援育成、並びに地域経済の活力ある発展に貢献する役割を担っています。

○和歌山県信用保証協会の経営理念

私たちは、中小企業者の振興のために信頼され、親しまれ、期待される信用保証を創造し、存在感のある、人間性の豊かな力強いパートナーとして、地域社会とともに歩みます。

○目的（和歌山県信用保証協会定款第1条）

（目的）

第1条 本協会は、中小企業者等のために信用保証等の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。

○業務（和歌山県信用保証協会定款第6条）

（業務）

第6条 本協会は、第1条の目的を達するために次の業務を行う。

- (1) 中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付け又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証
- (2) 中小企業者等の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証
- (3) 銀行その他の金融機関が株式会社日本政策金融公庫の委任を受けて中小企業者等に対する貸付を行った場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入による債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証
- (4) 中小企業者等が発行する社債（当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限り、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第66条第1号に規定する短期社債を除く。）のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証
- (5) 前各号に掲げる業務に付随し、本協会の目的を達するために必要な業務

（中略）

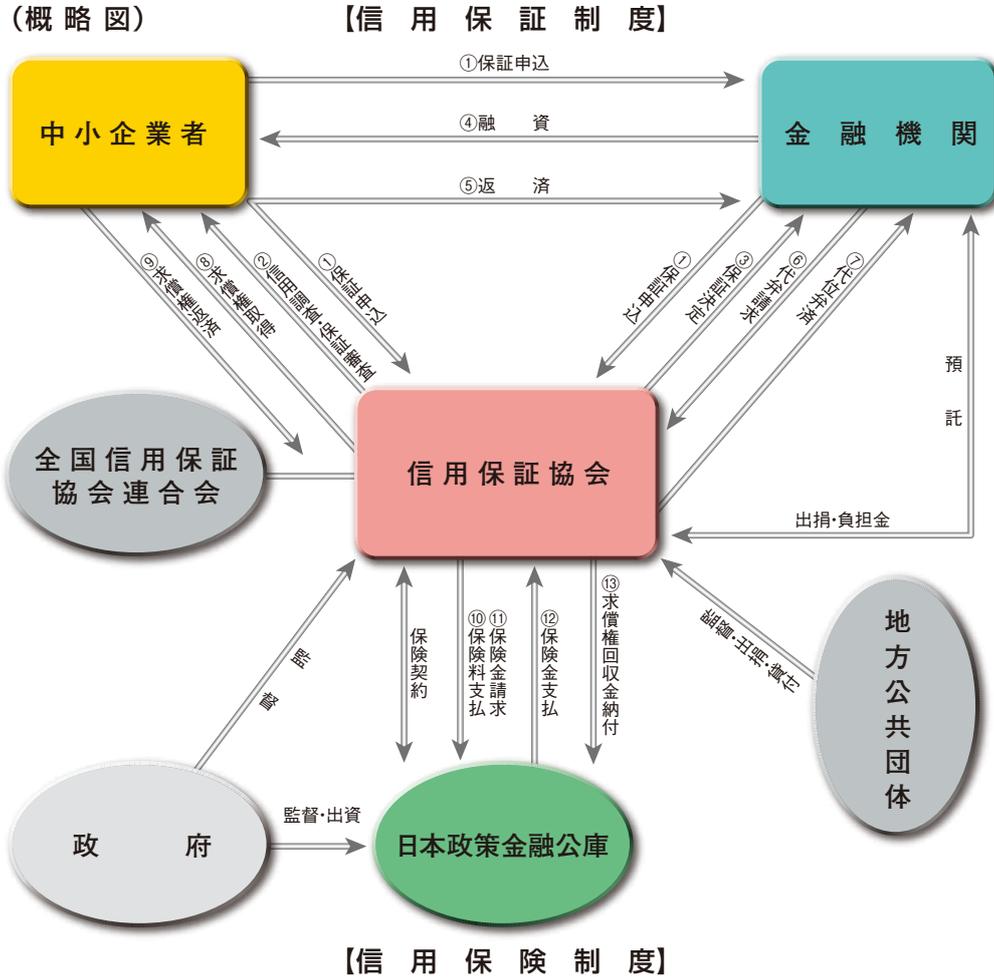
（協会と銀行その他の金融機関との連携）

第6条の2 本協会は、その業務を行うに当たっては、中小企業者による経営の改善発達を促進するため、銀行その他の金融機関と連携を図るものとする。

信用保証制度の役割（目的と業務）

○信用補完制度のしくみ

「信用補完制度」は、中小企業者、金融機関、保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と保証協会が株式会社日本政策金融公庫（以下、「日本公庫」という。）に対して再保険を行う「信用保険制度」の総称です。



■概略図の説明

（信用保証制度のしくみ）

- ① 中小企業者は、保証協会へ直接又は金融機関を通じて保証を申込みします。
（保証協会は、必要に応じ、中小企業者に対して金融機関を紹介する取組みを行います。）
- ② 保証協会は、中小企業者の申込みを受けて、信用調査 / 保証審査を行います。
- ③ 保証が適当と認められた場合は、保証協会は金融機関に対して信用保証書を発行します。
- ④ 金融機関は、信用保証書に基づき中小企業者に対して融資を実行します。
- ⑤ 中小企業者は、融資条件に従い金融機関に対して返済を行います。 → 至完済
- ⑥ 中小企業者が諸事情によって返済ができなくなった場合、金融機関は保証協会に対して代位弁済を請求します。
- ⑦ 保証協会は、金融機関の請求に基づき中小企業者に代わって借入金を代位弁済します。
- ⑧ 保証協会は、代位弁済の実行により中小企業者に対して求償権を取得します。
- ⑨ 中小企業者は、保証協会に対して返済します。

（信用保険制度のしくみ）

- ⑩ 保証協会は、日本公庫に対して一保証毎に信用保険料を支払います。
- ⑪ [代位弁済（保険事故）が発生した場合] 日本公庫に対して保険金の請求を行います。
- ⑫ 日本公庫は、査定の結果、保険種別による支払割合（70～90%）に応じて、保険金を支払います。
- ⑬ 保証協会は、中小企業者からの求償権回収金を保険金の受領割合に応じて日本公庫に納付します。

信用保証のご利用にあたって

1. ご利用いただける中小企業者

和歌山県内に住居または事業所（法人の場合は本店または事業所）のいずれかを有し、保証対象業種を営む中小企業者（個人・会社・組合等）の方で、常時使用する従業員数または資本金のいずれか一方が下表に該当していればご利用いただけます。

業 種	資本の額または出資の総額	常時使用する従業員数
製 造 業 等	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
医 療 法 人 等	—	300人以下

下記の政令特例業種については規模要件が異なりますのでご注意ください。

業 種	資本の額または出資の総額	常時使用する従業員数
ゴ ム 製 品 製 造 業	3億円以下	900人以下
ソ フ ト ウ エ ア 業	3億円以下	300人以下
情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

- (注) ・これから事業を始められる方（創業者）であってもお取扱いが可能な制度もございます。
 ・農業・林業（一部を除く）・漁業・金融・保険業（一部を除く）、サービス業の一部においては保証できないものがあります。
 ・許認可等を要する業種は、その許認可等を受けていることが必要です。

2. 保証の条件

①保証限度額…2億8,000万円

（組合のうち、中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合の場合は、4億8,000万円）

②資金使途……事業経営上に必要な運転資金および設備資金です。

③保証期間……保証制度ごとに定められています。詳細はP34～P40「主な保証制度一覧」をご参照下さい。

④連帯保証人…原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。

ただし、実質経営者、営業許可名義人、当該事業に従事する配偶者、事業承継予定者の方は、連帯保証人になっていただくことがあります。

⑤担 保……必要に応じて提供をお願いしています。

なお、担保を差し入れて頂いた保証については、原則保証料の割引（▲0.1%）適用があります。（ただし、セーフティネット保証など一部適用除外制度があります。）

信用保証のご利用にあたって

3. 信用保証料

従来は原則一律であった信用保証料率を、平成18年4月1日から中小企業者の皆様の個々の経営状況を踏まえ、保証料率を弾力化し、9区分の料率に改正させていただきました。

また、平成19年10月1日に導入された責任共有制度の対象となる保証では、責任共有保証料率を適用しております。

I. 保証料率区分表

(年率、%)

区分		1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有	基本料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	特殊保証	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
責任共有外	基本料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
	特殊保証	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	0.94	0.77	0.60	0.43

- ・手形等割引根保証、当座貸越、事業者カードローン根保証など、あらかじめ借入限度額を定める保証制度については特殊保証料率を適用します。
 - ・一部の保証では一律の保証料率が適用されます。また、県制度については県が保証料の補助を行っており、その分、中小企業者が負担する保証料は軽減されます。
- ※ 保証料率の詳細は、P34～P40「主な保証制度一覧」をご参照下さい。

II. 料率の算出方法

お客様の保証料率は、皆様の財務諸表（貸借対照表・損益計算書）の情報を[中小企業信用リスクデータベース（注1）](#)により評価し、さらに[非財務要因（注2）](#)を加味して決まります。

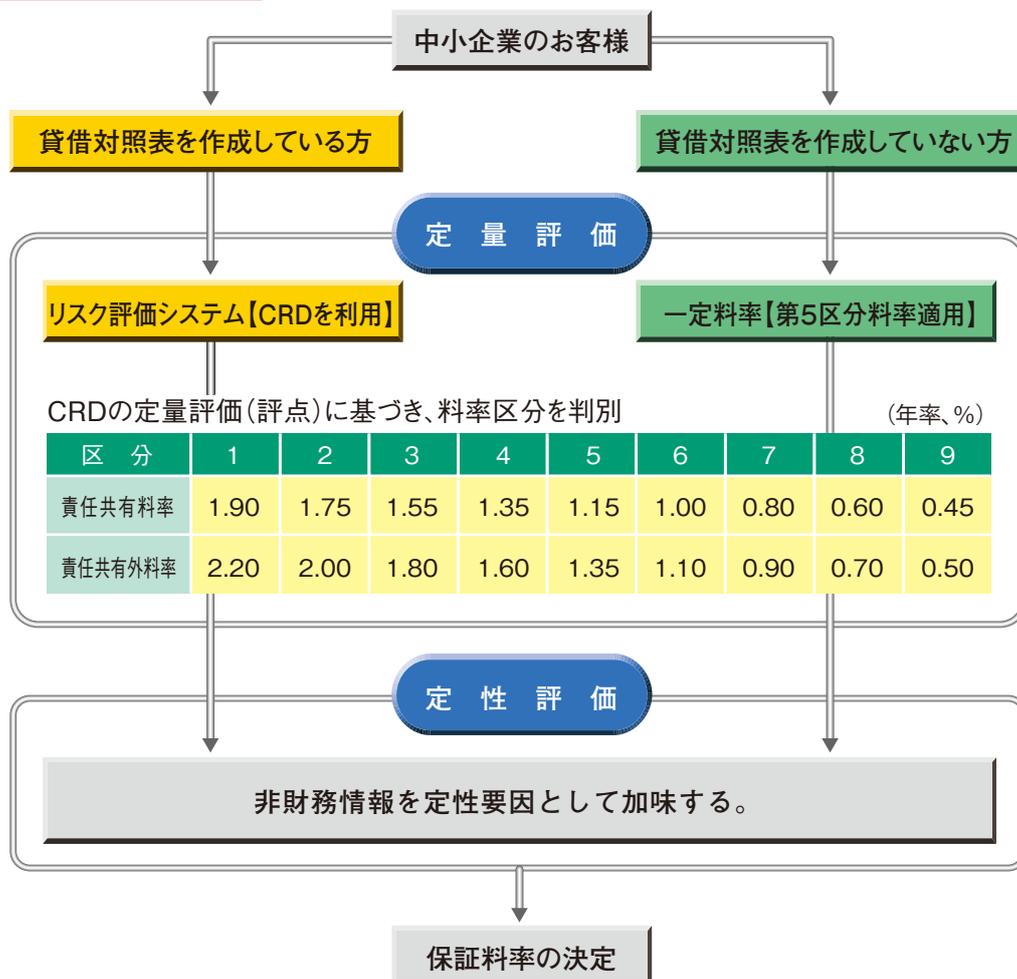
（注1）中小企業信用リスクデータベース（Credit Risk Database 略称:CRD）とは、平成13年3月、中小企業庁の発案により、中小企業金融の円滑化を目的として創設され、約170の金融機関等が会員となっている中小企業に関する日本最大のデータベースです。このデータに基づき、皆様の企業の信用リスクが計算されます。なお、評価に関する一連の仕組み、個別企業の結果は、データベースの機密情報に該当するため開示されておりません。

（注2）非財務要因とは、全国51の信用保証協会共通の割引要因で次のものです。

- ①担保をご提供いただいた場合は、0.1%の保証料率の割引を適用します。（セーフティネット保証など一部適用除外制度があります。）
 - ②会計参与を設置していることを登記している場合は、一括支払契約保証、伴走支援型特別保証および事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）を除くすべての保証制度で保証料率を0.1%割引します。
- ※事業承継特別保証および経営承継借換関連保証をご利用いただく方で、経営者保証コーディネーターの確認を受け、特別保証料率が適用される場合、有担保保証に対する割引及び会計参与設置会社に対する割引は適用されません。

信用保証のご利用にあたって

III. 料率決定までのプロセス



IV. 保証料の計算方法

信用保証料の計算式は次のとおりとなっています。

① 一括返済の場合

$$\text{保証料} = \text{貸付金額} \times \frac{\text{保証期間(月数)}}{12} \times \text{保証料率}$$

② 均等分割返済の場合

$$\text{保証料} = \text{貸付金額} \times \frac{\text{保証期間(月数)}}{12} \times \text{保証料率} \times \text{回数別係数}^{\ast}$$

③ 根保証制度の場合

$$\text{保証料} = \text{貸付極度額} \times \frac{\text{保証期間(月数)}}{12} \times \text{保証料率}$$

※回数別係数表

返済回数	6回以下	7～12回	13～24回	25回以上
係数	0.70	0.65	0.60	0.55

信用保証のご利用にあたって

V. 保証料の分納

信用保証料は一括徴収が原則ですが、保証期間が2年を越え、かつ保証金額が1千5百万円を超えるもので「保証料分納申請書兼預金口座振替申込書」による申出があるものについては、下表のとおり分納いただけます。

保証料分納割合一覧表

取扱年度		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
保証期間														
2年超	4年以内	75	25											
4年超	6年以内	60	30	10										
6年超	8年以内	45	35	15	5									
8年超	10年以内	35	30	20	10	5								
10年超	12年以内	30	20	20	15	10	5							
12年超	14年以内	25	20	20	15	10	5	5						
14年超	16年以内	20	20	15	15	10	10	5	5					
16年超	18年以内	20	20	15	15	10	5	5	5	5				
18年超	20年以内	20	20	15	15	10	5	5	5	3	2			
20年超	22年以内	15	15	15	10	10	10	10	5	5	3	2		
22年超	24年以内	15	15	15	10	10	10	5	5	5	5	3	2	
24年超	25年以内	15	15	15	10	10	5	5	5	5	5	5	3	2

VI. 保証料の返戻

信用保証料は原則として違算過収以外は返戻いたしません。ただし、次の場合において一定金額を超えるものについては返戻させていただきます。

- ① 保証期限前に完済した場合、当初の信用保証料計算起算日から1年ごとに区分し、未経過部分の信用保証料のうち原則として完済日の属する1年以内についてはその90%、完済日の属する1年を越える期間についてはその全額が返戻の対象となります。
- ② 保証条件変更に伴う信用保証料計算により、既収信用保証料が過収となる場合、その計算差額が返戻の対象となります。

4. 責任共有制度

協会の保証付き貸付について、協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、貸付実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うこと等を目的として、平成19年10月1日に責任共有制度が導入されました。

責任共有制度には、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、金融機関毎に選択されています。(注) 金融機関の負担割合はいずれの方式であっても20%となります。

なお、お取引金融機関の選択した方式によって、中小企業者の皆様に有利・不利の違いが生じることが無いよう、いずれの方式であっても、ご負担いただく保証料は同じとなっております。

対象除外となる保証制度

制度の分かり易さや利用者間の公平性の観点から、原則としてすべての保証制度に一律に導入されることが望ましいのですが、小規模企業者やセーフティネット対象者など、政策的配慮から責任共有制度の対象外となる保証（従来同様の協会100%保証）が定められています。対象除外制度は以下のとおりです。

【対象除外制度】

1. 小口零細企業保証に係る保証
2. 特別小口保険に係る保証（NPO法人が利用する場合は責任共有対象）
3. 経営安定関連保証（セーフティネット保証）1号～4号・6号に係る保証
4. 災害関係保証
5. 創業関連保証（再挑戦支援保証を含む）
6. 事業再生保険に係る保証
7. 求償権を消滅させることを目的とした保証
8. 破綻金融機関等関連特別保険に係る保証、破綻金融機関等関連特別無担保保険に係る保証
9. 東日本大震災復興緊急保証に係る保証
10. 経営力強化保証（対象除外制度を同額内で借換えた場合に限る）
11. 事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）（対象除外制度を同額内で借換えた場合または危機関連指定期間に保証申込受付し、かつ貸付実行されたセーフティネット保証5号を同額以内で借換えた場合に限る）
12. 危機関連保証

(注) 特定社債保証、流動資産担保融資保証などについては、金融機関の方式選択に関わらず、部分保証方式となります。

保証制度のご案内

主な保証制度一覧【協会制度】

(令和3年9月1日現在)

制度名称		保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
一般保証		(有担保) 個人・法人 2億円 組合等 4億円 (無担保) 8,000万円	10年以内 (据置期間 1年以内)	0.45 ∩ 1.90	金融 機関 所定
根 保 証	手形等割引根保証	(有担保) 2億円 (無担保) 8,000万円	1年以内 (ただし、保証期間中に割引かれた手形及び電子記録債権の最も遅れて到来する支払期日までとします。)	0.39 ∩ 1.62	金融 機関 所定
	当座貸越(貸付専用型)根保証	100万円以上 2億8,000万円以内 (ただし、原則5,000万円以内は無担保扱いとします。)	1年間もしくは2年間 (ただし、更新は可能です。)	0.39 ∩ 1.62	金融 機関 所定
	事業者カードローン 当座貸越根保証	100万円以上 2,000万円以内 (原則として、無担保扱いとします。)	1年間もしくは2年間 (ただし、更新は可能です。)	0.39 ∩ 1.62	金融 機関 所定
	小規模企業者カードローン 当座貸越根保証 [カードローン](ジュニア)	50万円以上 500万円以内 (白色申告の個人事業者は200万円以内) (平均月商(直近決算)の3か月以内、本件を含めて保証債務残高3,000万円以内)	1年間もしくは2年間 (ただし、更新は可能です。)	0.39 ∩ 1.62	金融 機関 所定
	創業者カードローン 当座貸越根保証 [カードローンS]	50万円以上 100万円以内	1年間 (ただし、更新は可能です。)	0.39 ∩ 1.62	金融 機関 所定
長期保証		(有担保) 1,000万円以上 2億円以内	7年超 10年以内 (設備資金の借換で協会が認めた場合は20年以内) (据置期間 1年以内) 10年超 20年以内 (不動産取得資金等で協会が特に認めた場合は25年以内) (据置期間 1年以内)	0.45 ∩ 1.90	金融 機関 所定
長期経営資金保証		3,000万円以上 2億円以内 [100万円単位]	5年以上 20年以内 (据置期間 6か月以内)	0.45 ∩ 1.90	金融 機関 所定

中期事業計画・
年度経営計画

新型コロナウイルス感染
症に関する取り組み

経営支援・再生支援・
創業支援・事業承継
支援の主な取り組み

広報・企業支援、社会
貢献活動について

信用保証制度の後割
(目的と業務)

信用保証のご利用
にあたって

保証制度のご案内

信用保証の動向

令和2年度事業報告

個人情報保護へ
の取り組み

コンプライアンス
態勢

当協会の概要

保証制度のご案内

制度名称	保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
小口零細企業保証	協会保証付の借入資金残高と併せて 2,000万円	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 (据置期間 1年以内)	0.50 ～ 2.20	金融機関所定
中小企業特定社債保証	4億5,000万円 (ただし、経営安定関連保証及び危機関連保証を除く普通保証、無担保保証と合計で5億円を限度とします。また、社債に係る保証割合は80%とします。(発行価額は5億6,000万円が限度)尚、保証付社債の一回の最低発行額は、3,000万円とします。)	2年以上 7年以内 一括償還及び定時償還 (ただし、振替債に限ります。)	社債総額に対し 0.45 ～ 1.90 社債総額に対し 0.25 ～ 1.70	発行体所定 (6か月毎後払い)
「社会貢献応援型」 特定社債保証				
流動資産担保融資保証	2億円 (保証割合80%)	根保証 1年 (ただし、更新は可能です。) 個別保証 1年以内	借入(極度)額に対し 0.68 (保証額に対し0.85)	金融機関所定
経営力強化保証	(有担保) 個人・法人 2億円 組合等 4億円 (無担保) 8,000万円	分割返済の場合 運転資金 5年以内 設備資金 7年以内 ただし、借り換えを含む場合は10年以内 (据置期間 1年以内) 一括返済の場合 1年以内 ※責任共有対象外制度を同額以内で借り換える場合に限り、責任共有対象除外になります。	0.45 ～ 1.75 責任共有対象除外の場合 0.50 ～ 2.00	金融機関所定
事業承継特別保証	(有担保) 個人・法人 2億円 組合等 4億円 (無担保) 8,000万円	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (据置期間 1年以内)	0.45 ～ 1.90 ただし、経営者保証コーポレーターによる確認を受けた場合は 0.20 ～ 1.15	金融機関所定

保証制度のご案内

主な保証制度一覧【県制度】

(令和3年9月1日現在)

制度名称		保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
振興対策資金	一般	【運転資金】 8,000万円	7年以内 (据置期間 6か月以内)	0.45 ～ 1.30	金融機関 所定(上限年 2.90%、 固定金利)
		【設備資金】 1億円	10年以内 (建物取得は15年以内) (据置期間 1年以内)		
短期決済資金	一般	3,000万円	1年以内	0.45 ～ 1.30	年1.70%以内
経営支援資金	一般	8,000万円	10年以内 (据置期間 1年以内)	0.45 ～ 1.30 セーフティ 適用の場合 第1～4、6号 0.60 第5・7・8号 0.50	年1.40%以内 セーフティ第1～4、 6号適用の場合 年1.20%以内
	セーフティ	8,000万円	10年以内 (据置期間 1年以内)	第1～4、6号 0.60 第5・7・8号 0.50	第1～4、6号 年1.20%以内 第5・7・8号 年1.40%以内
	危機対応	8,000万円	10年以内 (据置期間 2年以内)	0.50	年1.20%以内
小企業応援資金	一般	【運転資金】 3,000万円	7年以内 (据置期間 1年以内)	0.45 ～ 1.30	年1.40%以内
		【設備資金】 3,000万円	10年以内 (据置期間 1年以内)		
	特小	中小企業 信用保険法第3条の3 第1項に規定する額 2,000万円	運転資金 7年以内 (据置期間 6か月以内) 設備資金 10年以内 (据置期間 1年以内)	0.70 融資対象 がNPO法 人の場合 0.55	年1.20%以内 融資対象がNPO 法人の場合 年1.40%以内

中期事業計画・
年度経営計画

新型コロナウイルス感染
症に関する取り組み

創業支援・再生支援・
支援の主な取り組み

広報、企業支援、社会
貢献活動について

信用保証制度の後割
(目的と業務)

信用保証のご利用
にあたって

保証制度のご案内

信用保証の動向

令和2年度事業報告

個人情報保護へ
の取り組み

コンプライアンス
態勢

当協会の概要

保証制度のご案内

制度名称		保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
小企業心援資金	小口	協会保証付の借入資金 残高と併せて 2,000万円	運転資金 7年以内 (据置期間 6か月以内)	0.50 ～ 1.50	年1.20%以内
			設備資金 10年以内 (据置期間 1年以内)		
新規開業資金	創業	3,500万円	10年以内 (据置期間 1年以内)	0.70	年1.20%以内 女性・若者・シニア・ Uターン者の 場合は 年1.00%以内
	創業サポート				0.50
資金繰り安定資金	借換	8,000万円	10年以内 (据置期間 1年以内)	0.45 ～ 1.30	年1.80%以内 (返済資金に県融 資制度以外の残 高を含む場合は、 2.10%以内)
				セーフティ 適用の場合 第1～4、6号 0.60 第5・7・8号 0.50	セーフティ1～4号、 6号適用の場合 年1.60%以内 (返済資金に県融 資制度以外の残 高を含む場合は、 1.90%以内)
	セーフティ	8,000万円	10年以内 (据置期間 1年以内)	第1～4、6号 0.60 第5・7・8号 0.50	1号～4号、6号 年1.60%以内 (返済資金に県融 資制度以外の残 高を含む場合は、 1.90%以内)
				5・7・8号 年1.80%以内 (返済資金に県融 資制度以外の残 高を含む場合は、 2.10%以内)	
危機対応	8,000万円	10年以内 (据置期間 2年以内)	0.50	年1.60%以内 (返済資金に県融 資制度以外の残 高を含む場合は、 1.90%以内)	

保証制度のご案内

制度名称		保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
資金繰り安定資金	経営力強化	8,000万円 ※保証料率については、原則、通常よりも一区分低い料率を適用。ただし、貸借対照表を作成していない等により、協会が保証料率の判定ができない場合は、通常の保証料率を適用。	返済資金 10年以内 運転資金 5年以内 ※返済資金を含む場合は10年以内 (据置期間 1年以内) ※責任共有対象外制度を同額以内で借り換える場合に限り、責任共有対象外になります。	0.45 ～ 1.25 責任共有対象除外の場合 0.50 ～ 1.30	責任共有制度の場合 借換枠と同じ 責任共有制度対象外の場合 危機対応枠と同じ
	再生計画	1億6,000万円	一括償還 1年以内 分割償還 15年以内 ※責任共有対象外制度を同額以内で借り換える場合または危機関連指定期間に保証申込受付し、かつ貸付実行されたセーフティネット保証5号を同額以内で借換える場合に限り、責任共有対象外になります。	責任共有制度の場合 0.80 1.00 (経保免除) 責任共有対象除外の場合 1.00 1.20 (経保免除) 国の保証料補助により 当初0.20	返済資金 (責任共有制度の場合) 借換枠と同じ (責任共有制度対象外の場合) 危機対応枠と同じ 運転・設備資金 年1.20%以内
安全・安心推進資金	エネルギー政策推進	運転資金 8,000万円 設備資金 1億円	運転資金 7年以内 (据置期間 6か月以内) 設備資金 15年以内 (据置期間 1年以内)	0.45 ～ 1.30	年1.20%以内
事業承継支援資金	承継特別支援	2億8,000万円 ただし、返済資金を含む場合、融資限度額は8,000万円	10年以内 (据置期間 1年以内)	0.45 ～ 1.30	年1.20%以内
	経営承継借換	8,000万円		ただし、経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合は 0.20 ～ 0.80	

保証制度のご案内

主な保証制度一覧【市町制度】

(令和3年9月1日現在)

制度名称	保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
和歌山市 セーフティネット資金	8,000万円 ※返済資金の場合、事業 計画書の添付が必要。	運転資金 7年以内 (据置期間 1年以内)	第1～4号、 6号 0.90	年1.10%以内
		設備資金 返済資金 10年以内 (据置期間 1年以内)	第5・7・8号 0.80	
和歌山市 普通事業資金	8,000万円	運転資金 7年以内 (据置期間 6か月以内) 設備資金 返済資金 10年以内 (据置期間 1年以内)	0.45 ∩ 1.90	年1.90%以内
和歌山市 小口応援資金	2,000万円 (ただし、既存の保証協 会の保証付融資残高も含 めて2,000万円以内)	運転資金 返済資金 7年以内 (据置期間 1年以内) 設備資金 10年以内 (据置期間 1年以内)	0.50 ∩ 2.20	年1.00%以内
和歌山市 起業家支援資金	2,000万円	10年以内 (据置期間 1年以内)	1.00	年1.00%以内
和歌山市 海外展開支援資金	8,000万円	運転資金 7年以内 (据置期間 6か月以内) 設備資金 10年以内 (据置期間 1年以内)	0.45 ∩ 1.90	年1.60%以内
和歌山市 災害復旧支援資金	8,000万円	運転資金 7年以内 (据置期間 6か月以内) 設備資金 10年以内 (据置期間 1年以内)	0.45 ∩ 1.90	年1.20%以内

保証制度のご案内

主な保証制度一覧【保険特例制度】

(令和3年9月1日現在)

制度名称	保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
経営安定関連保証	(有担保) 個人・法人 2億円 (※6号は3億円) 組合 4億円 (無担保) 8,000万円 (ただし、東日本大震災に係る災害関係保証と合算)	10年以内 (据置期間 1年以内)	第1～4、6号 0.90 第5・7・8号 (特定非営利活動法人に係る09保険の利用も含む) 0.80 (09保険) 0.90	金融機関所定
危機関連保証	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 災害関係保証(東日本大震災関係に限る)、東日本大震災復興緊急保証及び経営安定関連保証と合算し、以下の限度額までとする。 個人・法人 5億6,000万円 組合 9億6,000万円	10年以内 (据置期間 2年以内)	0.80	金融機関所定
創業関連保証	3,500万円 (再挑戦支援保証と合算)	運転・設備資金 10年以内 (据置期間 1年以内)	1.00	金融機関所定
経営承継借換関連保証	(有担保) 2億円 (無担保) 8,000万円 (特別小口) 2,000万円	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (据置期間 1年以内)	0.45 ↓ 1.90 ただし、経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合は 0.20 ↓ 1.15	金融機関所定

- ・保証対象者や資金使途が限定されますので、詳細については本所又は田辺支所までお問合せください。
- ・保証料について、①担保をご提供いただいた場合は、0.1%の保証料率の割引を適用します。(セーフティネット保証など一部適用除外制度があります。)
- ②会計参与を設置している事業者については、0.1%の保証料率の割引を適用します。

信用保証の動向

1. 保証利用企業者数

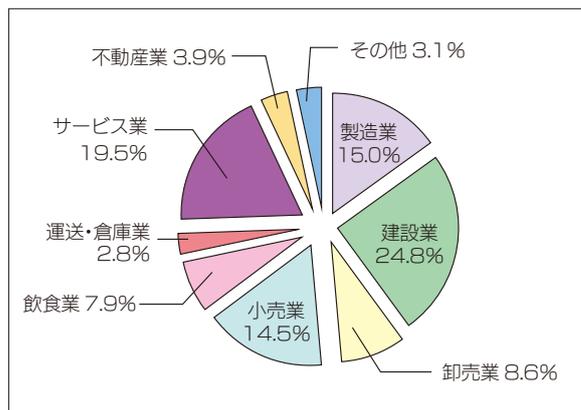
〔令和3年3月31日現在13,197者利用(県内中小企業者数34,367者)〕

保証利用度

平成30年度		令和元年度		令和2年度	
利用企業者数	利用度%	利用企業者数	利用度%	利用企業者数	利用度%
11,509	33.5	11,057	32.2	13,197	38.4

業種別

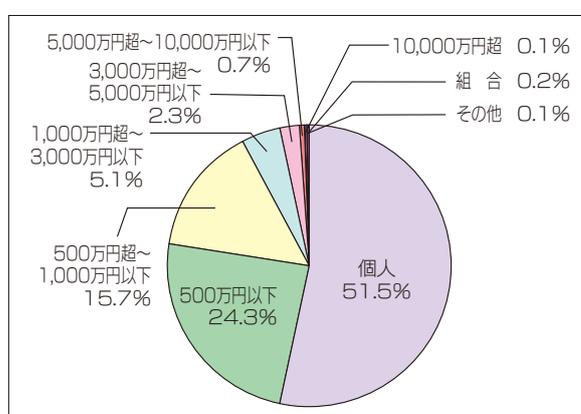
区 分	令和2年度	
	保証利用企業者数	構成比%
製 造 業	2,038	15.0
建 設 業	3,370	24.8
卸 売 業	1,163	8.6
小 売 業	1,969	14.5
飲 食 業	1,071	7.9
運 送 ・ 倉 庫 業	384	2.8
サ ー ビ ス 業	2,654	19.5
不 動 産 業	526	3.9
そ の 他	425	3.1
合 計	13,600	100.0



*業種兼業等の関係上、上記保証利用企業者数と合計は一致しません。

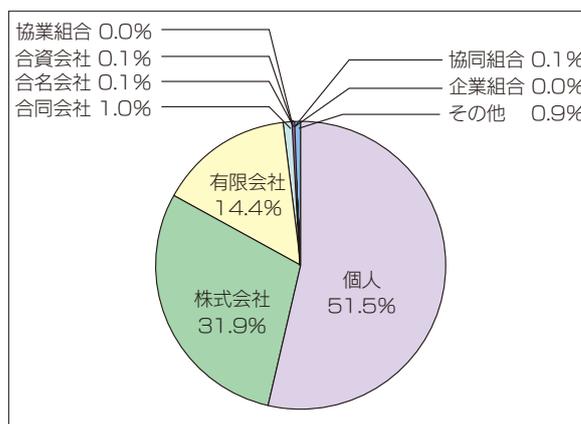
資本金別

区 分	令和2年度	
	保証利用企業者数	構成比%
個 人	6,797	51.5
500万円以下	3,212	24.3
500万円超～1,000万円以下	2,068	15.7
1,000万円超～3,000万円以下	671	5.1
3,000万円超～5,000万円以下	307	2.3
5,000万円超～10,000万円以下	89	0.7
10,000万円超	12	0.1
組 合	29	0.2
そ の 他	12	0.1
合 計	13,197	100.0



組織別

区 分	令和2年度	
	保証利用企業者数	構成比%
個 人	6,797	51.5
株 式 会 社	4,211	31.9
有 限 会 社	1,900	14.4
合 同 会 社	128	1.0
合 名 会 社	8	0.1
合 資 会 社	7	0.1
協 業 組 合	5	0.0
協 同 組 合	19	0.1
企 業 組 合	4	0.0
そ の 他	118	0.9
合 計	13,197	100.0



*構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

信用保証の動向

2. 資金使途別保証状況

保証承諾

(単位：百万円、%)

区 分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転	52,992	76.4	55,499	77.2	227,917	94.2
設 備	4,899	7.1	6,050	8.4	4,921	2.0
運転、設備	11,463	16.5	10,332	14.4	9,198	3.8
合 計	69,355	100.0	71,881	100.0	242,037	100.0

保証債務残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転	168,786	79.1	161,394	78.2	295,913	87.7
設 備	20,594	9.7	21,940	10.6	21,168	6.3
運転、設備	23,946	11.2	23,159	11.2	20,417	6.0
合 計	213,326	100.0	206,493	100.0	337,497	100.0

3. 担保有無別保証状況

保証承諾

(単位：百万円、%)

区 分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
有 担 保	11,555	16.7	12,656	17.6	11,491	4.7
無 担 保	57,800	83.3	59,225	82.4	230,545	95.3
合 計	69,355	100.0	71,881	100.0	242,037	100.0

保証債務残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
有 担 保	40,570	19.0	40,538	19.6	38,340	11.4
無 担 保	172,756	81.0	165,954	80.4	299,157	88.6
合 計	213,326	100.0	206,493	100.0	337,497	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

信用保証の動向

4. 金融機関別保証状況

保証承諾

(単位：百万円、%)

区 分	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
都 市 銀 行	82	2,358	3.4	91	3,543	4.9	191	6,549	2.7
地 方 銀 行	2,502	42,642	61.5	2,394	44,136	61.4	6,629	141,616	58.5
第 二 地 銀	138	1,900	2.7	111	1,358	1.9	347	5,625	2.3
信 用 金 庫	2,476	21,560	31.1	2,574	21,654	30.1	7,202	83,265	34.4
信 用 組 合	32	232	0.3	41	491	0.7	260	4,351	1.8
政府系金融機関	39	657	0.9	35	605	0.8	16	387	0.2
農 業 協 同 組 合 (和歌山県内)	2	6	0.0	13	94	0.1	39	243	0.1
合 計	5,271	69,355	100.0	5,259	71,881	100.0	14,684	242,037	100.0

保証債務残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
都 市 銀 行	572	10,156	4.8	453	9,203	4.5	506	12,573	3.7
地 方 銀 行	11,570	134,236	62.9	10,786	131,494	63.7	12,702	202,947	60.1
第 二 地 銀	625	6,286	2.9	439	3,673	1.8	578	6,956	2.1
信 用 金 庫	9,169	56,390	26.4	9,013	56,956	27.6	12,240	107,029	31.7
信 用 組 合	121	947	0.4	129	1,024	0.5	302	4,343	1.3
政府系金融機関	442	5,155	2.4	358	3,953	1.9	303	3,312	1.0
農 業 協 同 組 合 (和歌山県内)	36	156	0.1	41	189	0.1	72	338	0.1
合 計	22,535	213,326	100.0	21,219	206,493	100.0	26,703	337,497	100.0

代位弁済

(単位：百万円、%)

区 分	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
都 市 銀 行	6	96	5.2	15	221	13.0	3	81	5.7
地 方 銀 行	101	1,032	56.2	82	872	51.1	65	834	59.0
第 二 地 銀	3	57	3.1	9	74	4.3	7	77	5.4
信 用 金 庫	118	639	34.8	90	499	29.3	71	407	28.8
信 用 組 合	6	12	0.6	1	4	0.2	1	8	0.5
政府系金融機関	0	0	0.0	6	35	2.0	1	6	0.5
農 業 協 同 組 合 (和歌山県内)	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
合 計	234	1,836	100.0	203	1,705	100.0	148	1,413	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

信用保証の動向

5. 業種別保証状況

保証承諾

(単位：百万円、%)

区 分	平成 30 年度			令和元年度			令和2年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
食 料 品 工 業	166	3,465	5.0	170	3,660	5.1	490	9,575	4.0
織 維 品 工 業	81	1,141	1.6	79	1,137	1.6	265	4,849	2.0
木 材 木 製 品 工 業	29	492	0.7	42	778	1.1	125	2,253	0.9
家 具 建 具 工 業	59	621	0.9	61	589	0.8	178	2,789	1.2
紙 工 業	3	46	0.1	9	75	0.1	31	696	0.3
印 刷 製 本 業	43	1,178	1.7	31	565	0.8	120	1,913	0.8
化 学 工 業	10	223	0.3	22	715	1.0	39	978	0.4
石 油 石 炭 工 業	4	131	0.2	1	50	0.1	2	65	0.0
ゴ ム 工 業	29	500	0.7	33	608	0.8	115	2,454	1.0
皮 革 工 業	9	207	0.3	11	169	0.2	16	304	0.1
窯 業	13	211	0.3	11	209	0.3	63	1,865	0.8
機 械 工 業	77	1,557	2.2	65	1,061	1.5	204	4,212	1.7
電 気 機 器 工 業	16	138	0.2	22	335	0.5	45	701	0.3
車 輜 工 業	6	135	0.2	2	22	0.0	23	437	0.2
船 舶 工 業	3	31	0.0	3	9	0.0	16	247	0.1
金 属 工 業	71	1,447	2.1	50	716	1.0	229	4,568	1.9
そ の 他 の 工 業	233	1,822	2.6	223	1,882	2.6	642	7,350	3.0
製 造 業 計	852	13,343	19.2	835	12,580	17.5	2,603	45,256	18.7
農 林 漁 業	11	121	0.2	11	172	0.2	22	262	0.1
鉱 業	3	97	0.1	2	100	0.1	9	247	0.1
建 設 業	1,545	19,328	27.9	1,445	19,579	27.2	3,832	65,749	27.2
卸 売 業	502	8,946	12.9	490	9,345	13.0	1,515	33,579	13.9
小 売 業	730	7,972	11.5	761	8,630	12.0	1,943	28,643	11.8
飲 食 業	282	2,041	2.9	329	2,526	3.5	1,107	9,791	4.0
運 送 倉 庫 業	226	4,256	6.1	206	3,821	5.3	527	12,639	5.2
サ ー ビ ス 業	889	9,819	14.2	884	10,076	14.0	2,621	39,015	16.1
不 動 産 業	174	2,691	3.9	216	4,263	5.9	417	6,086	2.5
そ の 他 の 産 業	57	739	1.1	80	791	1.1	88	769	0.3
非 製 造 業 計	4,419	56,012	80.8	4,424	59,301	82.5	12,081	196,781	81.3
合 計	5,271	69,355	100.0	5,259	71,881	100.0	14,684	242,037	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

信用保証の動向

5. 業種別保証状況

保証債務残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成 30 年度			令和元年度			令和2年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
食料品工業	773	10,995	5.2	704	10,311	5.0	928	15,493	4.6
繊維品工業	489	5,095	2.4	430	4,664	2.3	531	7,378	2.2
木材木製品工業	214	2,642	1.2	191	2,429	1.2	236	3,474	1.0
家具建具工業	268	2,390	1.1	246	2,309	1.1	319	3,667	1.1
紙工業	40	715	0.3	42	649	0.3	52	996	0.3
印刷製本業	133	1,895	0.9	121	1,774	0.9	169	2,866	0.8
化学工業	73	1,146	0.5	68	1,314	0.6	85	2,024	0.6
石油石炭工業	6	103	0.0	6	93	0.0	5	94	0.0
ゴム工業	123	1,841	0.9	109	1,804	0.9	181	3,510	1.0
皮革工業	29	441	0.2	29	435	0.2	32	548	0.2
窯業	115	1,963	0.9	101	1,457	0.7	127	2,476	0.7
機械工業	287	3,623	1.7	261	3,505	1.7	327	5,497	1.6
電気機器工業	67	621	0.3	63	656	0.3	80	1,089	0.3
車輛工業	16	176	0.1	14	147	0.1	28	449	0.1
船舶工業	15	136	0.1	12	118	0.1	22	295	0.1
金属工業	318	4,592	2.2	279	4,007	1.9	382	6,654	2.0
その他の工業	968	6,028	2.8	915	5,729	2.8	1,150	9,438	2.8
製造業計	3,934	44,403	20.8	3,591	41,401	20.0	4,654	65,948	19.5
農林漁業	45	430	0.2	44	463	0.2	48	517	0.2
鉱業	12	228	0.1	11	189	0.1	15	290	0.1
建設業	5,730	51,671	24.2	5,470	50,143	24.3	6,793	85,412	25.3
卸売業	2,275	28,152	13.2	2,058	26,880	13.0	2,647	44,974	13.3
小売業	3,401	25,160	11.8	3,074	23,674	11.5	3,620	38,435	11.4
飲食業	1,227	6,519	3.1	1,192	6,506	3.2	1,688	12,157	3.6
運送倉庫業	998	13,257	6.2	942	12,759	6.2	1,087	18,788	5.6
サービス業	3,745	31,082	14.6	3,583	30,379	14.7	4,714	53,854	16.0
不動産業	777	9,599	4.5	819	10,947	5.3	982	13,980	4.1
その他の産業	391	2,826	1.3	435	3,152	1.5	455	3,144	0.9
非製造業計	18,601	168,923	79.2	17,628	165,092	80.0	22,049	271,550	80.5
合計	22,535	213,326	100.0	21,219	206,493	100.0	26,703	337,497	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっておりますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

信用保証の動向

5. 業種別保証状況

代位弁済

(単位：百万円、%)

区 分	平成 30 年度			令和元年度			令和2年度		
	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
食 料 品 工 業	6	29	1.6	9	254	14.9	6	86	6.1
織 維 品 工 業	3	3	0.2	6	48	2.8	0	0	0.0
木 材 木 製 品 工 業	1	8	0.4	0	0	0.0	0	0	0.0
家 具 建 具 工 業	2	7	0.4	0	0	0.0	1	4	0.3
紙 工 業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
印 刷 製 本 業	8	69	3.8	0	0	0.0	3	31	2.2
化 学 工 業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
石 油 石 炭 工 業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
ゴ ム 工 業	0	0	0.0	0	0	0.0	3	16	1.1
皮 革 工 業	4	59	3.2	0	0	0.0	0	0	0.0
窯 業	4	49	2.7	0	0	0.0	0	0	0.0
機 械 工 業	2	14	0.7	1	17	1.0	0	0	0.0
電 気 機 器 工 業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
車 輛 工 業	0	0	0.0	2	12	0.7	0	0	0.0
船 舶 工 業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
金 属 工 業	2	12	0.6	0	0	0.0	0	0	0.0
その他の工業	3	12	0.7	5	45	2.6	3	81	5.7
製 造 業 計	35	261	14.2	23	376	22.1	16	218	15.4
農 林 漁 業	0	0	0.0	0	0	0.0	2	6	0.4
鉱 業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
建 設 業	48	318	17.3	37	281	16.5	24	116	8.2
卸 売 業	31	374	20.4	23	213	12.5	32	210	14.9
小 売 業	48	294	16.0	64	519	30.4	27	226	16.0
飲 食 業	27	138	7.5	13	81	4.8	7	31	2.2
運 送 倉 庫 業	4	91	5.0	8	77	4.5	12	354	25.1
サ ー ビ ス 業	40	356	19.4	34	155	9.1	25	240	17.0
不 動 産 業	1	3	0.2	1	2	0.1	3	10	0.7
その他の産業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
非 製 造 業 計	199	1,574	85.8	180	1,329	77.9	132	1,195	84.6
合 計	234	1,836	100.0	203	1,705	100.0	148	1,413	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

中期事業計画
年度経営計画

新型コロナウイルス感染症に関する取り組み

経営支援・再生支援・創業支援・事業承継支援の主な取り組み

広報、企業支援、社会貢献活動について

信用保証制度の役割(目的と業務)

信用保証のご利用にあたって

保証制度のご案内

信用保証の動向

令和2年度事業報告

個人情報保護への取り組み

コンプライアンス態勢

当協会の概要

信用保証の動向

6. 制度別保証状況

保証承諾

(単位：百万円、%)

区 分	平成 30 年度			令和元年度			令和2年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
一般制度 計	2,400	39,656	57.2	1,910	38,808	54.0	1,115	22,414	9.3
県 制 度 計	2,835	28,963	41.8	3,320	32,615	45.4	13,521	218,043	90.1
市町村制度 計	3	8	0.0	4	18	0.0	3	30	0.0
国 制 度 計	33	728	1.0	25	440	0.6	45	1,550	0.6
合 計	5,271	69,355	100.0	5,259	71,881	100.0	14,684	242,037	100.0

保証債務残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成 30 年度			令和元年度			令和2年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
一般制度 計	5,555	92,576	43.4	5,514	96,411	46.7	4,711	85,646	25.4
県 制 度 計	16,432	114,541	53.7	15,277	104,701	50.7	21,653	246,180	72.9
市町村制度 計	71	184	0.1	52	139	0.1	29	86	0.0
国 制 度 計	477	6,024	2.8	376	5,242	2.5	310	5,585	1.7
合 計	22,535	213,326	100.0	21,219	206,493	100.0	26,703	337,497	100.0

代位弁済

(単位：百万円、%)

区 分	平成 30 年度			令和元年度			令和2年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
一般制度 計	34	267	14.5	39	391	22.9	33	374	26.5
県 制 度 計	182	1,304	71.0	153	1,148	67.3	107	920	65.1
市町村制度 計	1	1	0.1	0	0	0.0	1	12	0.9
国 制 度 計	17	263	14.3	11	166	9.7	7	107	7.6
合 計	234	1,836	100.0	203	1,705	100.0	148	1,413	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

信用保証の動向

7. 地区別保証状況

保証承諾

(単位：百万円、%)

区 分	平成 30 年度			令和元年度			令和2年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
和歌山市	2,209	29,467	42.5	2,264	30,782	42.8	6,228	104,599	43.2
岩出市	243	2,978	4.3	241	3,228	4.5	613	9,664	4.0
紀の川市	289	3,739	5.4	324	4,154	5.8	801	13,444	5.6
橋本市	256	3,285	4.7	262	3,427	4.8	594	10,129	4.2
海南市	264	3,243	4.7	228	4,128	5.7	771	12,910	5.3
有田市	154	1,776	2.6	124	1,992	2.8	445	6,605	2.7
御坊市	144	1,813	2.6	145	1,706	2.4	429	6,448	2.7
田辺市	444	6,386	9.2	427	6,681	9.3	1,112	20,051	8.3
新宮市	236	2,949	4.3	229	2,672	3.7	716	10,153	4.2
九度山町	8	57	0.1	10	113	0.2	30	516	0.2
かつらぎ町	71	938	1.4	58	549	0.8	161	2,915	1.2
高野町	24	228	0.3	20	251	0.3	51	827	0.3
伊都郡計	103	1,223	1.8	88	913	1.3	242	4,258	1.8
紀美野町	50	515	0.7	43	574	0.8	150	2,367	1.0
海草郡計	50	515	0.7	43	574	0.8	150	2,367	1.0
広川町	47	579	0.8	31	398	0.6	97	1,750	0.7
湯浅町	49	415	0.6	49	478	0.7	190	2,766	1.1
有田川町	122	2,004	2.9	114	1,542	2.1	379	6,618	2.7
有田郡計	218	2,998	4.3	194	2,418	3.4	666	11,134	4.6
由良町	28	253	0.4	28	193	0.3	53	777	0.3
印南町	20	235	0.3	24	200	0.3	89	1,167	0.5
日高町	21	237	0.3	25	220	0.3	64	936	0.4
美浜町	49	537	0.8	35	400	0.6	70	987	0.4
みなべ町	99	1,845	2.7	89	1,693	2.4	269	4,627	1.9
日高川町	39	421	0.6	37	463	0.6	108	1,652	0.7
日高郡計	256	3,527	5.1	238	3,169	4.4	653	10,146	4.2
すさみ町	8	105	0.2	12	207	0.3	37	870	0.4
上富田町	68	1,357	2.0	64	976	1.4	156	3,175	1.3
白浜町	135	1,761	2.5	143	2,127	3.0	406	5,931	2.5
西牟婁郡計	211	3,223	4.6	219	3,310	4.6	599	9,977	4.1
北山村	0	0	0.0	1	10	0.0	3	28	0.0
太地町	9	71	0.1	11	92	0.1	19	145	0.1
古座川町	5	22	0.0	11	75	0.1	21	215	0.1
那智勝浦町	70	797	1.1	86	979	1.4	231	3,648	1.5
串本町	72	766	1.1	83	724	1.0	253	2,656	1.1
東牟婁郡計	156	1,656	2.4	192	1,880	2.6	527	6,693	2.8
その他	38	578	0.8	41	849	1.2	138	3,459	1.4
合計	5,271	69,355	100.0	5,259	71,881	100.0	14,684	242,037	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

信用保証の動向

7. 地区別保証状況

保証債務残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成 30 年度			令和元年度			令和2年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
和歌山市	9,241	92,636	43.4	8,696	89,055	43.1	11,173	146,972	43.5
岩出市	979	8,447	4.0	935	8,408	4.1	1,133	13,614	4.0
紀の川市	1,285	12,209	5.7	1,238	11,357	5.5	1,441	17,868	5.3
橋本市	1,171	11,208	5.3	1,091	10,635	5.2	1,270	16,160	4.8
海南市	1,122	10,491	4.9	1,001	10,288	5.0	1,329	17,485	5.2
有田市	659	4,638	2.2	596	4,892	2.4	758	7,960	2.4
御坊市	697	6,213	2.9	654	5,955	2.9	856	9,678	2.9
田辺市	2,027	20,650	9.7	1,955	20,398	9.9	2,291	31,258	9.3
新宮市	846	8,021	3.8	817	7,688	3.7	1,102	12,848	3.8
九度山町	72	773	0.4	61	736	0.4	72	1,094	0.3
かつらぎ町	317	2,593	1.2	293	2,425	1.2	354	4,330	1.3
高野町	100	785	0.4	85	736	0.4	94	1,128	0.3
伊都郡計	489	4,151	1.9	439	3,897	1.9	520	6,552	1.9
紀美野町	188	1,685	0.8	194	1,678	0.8	230	2,805	0.8
海草郡計	188	1,685	0.8	194	1,678	0.8	230	2,805	0.8
広川町	149	1,482	0.7	153	1,460	0.7	189	2,253	0.7
湯浅町	271	2,049	1.0	247	1,912	0.9	316	3,111	0.9
有田川町	506	5,130	2.4	472	4,666	2.3	645	8,145	2.4
有田郡計	926	8,662	4.1	872	8,037	3.9	1,150	13,510	4.0
由良町	119	576	0.3	107	546	0.3	108	942	0.3
印南町	143	965	0.5	126	737	0.4	174	1,527	0.5
日高町	92	536	0.3	86	495	0.2	114	1,190	0.4
美浜町	179	1,288	0.6	162	1,205	0.6	179	1,661	0.5
みなべ町	407	4,993	2.3	377	4,809	2.3	513	7,557	2.2
日高川町	163	1,388	0.7	157	1,377	0.7	213	2,443	0.7
日高郡計	1,103	9,745	4.6	1,015	9,169	4.4	1,301	15,320	4.5
すさみ町	58	536	0.3	54	517	0.3	69	980	0.3
上富田町	285	3,061	1.4	274	3,140	1.5	305	4,680	1.4
白浜町	577	4,373	2.0	545	4,710	2.3	669	7,837	2.3
西牟婁郡計	920	7,970	3.7	873	8,368	4.1	1,043	13,497	4.0
北山村	2	6	0.0	2	12	0.0	4	34	0.0
太地町	53	206	0.1	42	184	0.1	40	210	0.1
古座川町	37	199	0.1	41	208	0.1	43	288	0.1
那智勝浦町	373	2,805	1.3	346	2,623	1.3	413	4,285	1.3
串本町	349	2,353	1.1	328	2,175	1.1	427	3,550	1.1
東牟婁郡計	814	5,569	2.6	759	5,202	2.5	927	8,368	2.5
その他	68	1,033	0.5	84	1,465	0.7	179	3,602	1.1
合計	22,535	213,326	100.0	21,219	206,493	100.0	26,703	337,497	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

信用保証の動向

7. 地区別保証状況

代位弁済

(単位：百万円、%)

区 分	平成 30 年度			令和元年度			令和2年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
和歌山市	95	801	43.7	97	705	41.3	50	338	23.9
岩出市	15	147	8.0	7	22	1.3	6	26	1.9
紀の川市	16	91	4.9	11	195	11.4	6	17	1.2
橋本市	2	3	0.2	4	19	1.1	9	270	19.1
海南市	21	102	5.6	11	94	5.5	14	128	9.1
有田市	5	17	0.9	0	0	0.0	7	111	7.9
御坊市	8	22	1.2	9	40	2.4	6	71	5.0
田辺市	25	214	11.7	5	33	2.0	8	48	3.4
新宮市	5	87	4.7	11	51	3.0	18	246	17.4
九度山町	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
かつらぎ町	0	0	0.0	1	1	0.1	3	4	0.3
高野町	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
伊都郡計	0	0	0.0	1	1	0.1	3	4	0.3
紀美野町	3	7	0.4	0	0	0.0	0	0	0.0
海草郡計	3	7	0.4	0	0	0.0	0	0	0.0
広川町	0	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0.0
湯浅町	2	14	0.8	0	0	0.0	0	0	0.0
有田川町	2	40	2.2	4	87	5.1	1	6	0.4
有田郡計	4	54	3.0	5	87	5.1	1	6	0.4
由良町	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
印南町	1	12	0.7	11	180	10.6	2	3	0.2
日高町	0	0	0.0	3	19	1.1	0	0	0.0
美浜町	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
みなべ町	7	99	5.4	5	67	3.9	0	0	0.0
日高川町	0	0	0.0	1	2	0.1	0	0	0.0
日高郡計	8	112	6.1	20	267	15.7	2	3	0.2
すさみ町	6	27	1.5	0	0	0.0	0	0	0.0
上富田町	3	35	1.9	6	55	3.2	4	90	6.4
白浜町	6	15	0.8	2	15	0.9	1	11	0.8
西牟婁郡計	15	77	4.2	8	70	4.1	5	101	7.1
北山村	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
太地町	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
古座川町	0	0	0.0	0	0	0.0	1	0	0.0
那智勝浦町	3	6	0.3	9	76	4.4	9	39	2.7
串本町	9	95	5.2	2	34	2.0	2	4	0.3
東牟婁郡計	12	101	5.5	11	110	6.4	12	43	3.0
その他	0	0	0.0	3	10	0.6	1	1	0.1
合計	234	1,836	100.0	203	1,705	100.0	148	1,413	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

信用保証の動向

8. 経営安定関連5号保証状況

(1) 金融機関別保証承諾

(単位：百万円、%)

区 分	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
都市銀行	2	93	5.2	6	247	10.0	9	317	1.1
地方銀行	45	1,032	57.3	48	1,403	57.0	1,171	20,507	68.7
第二地銀	1	20	1.1	4	66	2.7	36	576	1.9
信用金庫	54	655	36.4	50	706	28.7	777	8,003	26.8
信用組合	0	0	0.0	1	38	1.5	24	397	1.3
政府系金融機関	0	0	0.0	0	0	0.0	3	39	0.1
農業協同組合 (和歌山県内)	0	0	0.0	0	0	0.0	1	3	0.0
合 計	102	1,799	100.0	109	2,460	100.0	2,021	29,843	100.0

(2) 業種別保証承諾

(単位：百万円、%)

区 分	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
製造業	9	102	5.6	15	351	14.3	333	4,737	15.9
農林漁業	0	0	0.0	0	0	0.0	2	20	0.1
鉱工業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
建設業	48	679	37.7	20	635	25.8	516	7,925	26.6
物品販売業	25	683	38.0	41	836	34.0	657	9,107	30.5
運送倉庫業	18	299	16.6	23	509	20.7	69	1,508	5.1
不動産業	0	0	0.0	0	0	0.0	51	620	2.1
サービス業	2	37	2.1	10	129	5.3	393	5,925	19.9
合 計	102	1,799	100.0	109	2,460	100.0	2,021	29,843	100.0

(3) 担保別保証承諾

(単位：百万円、%)

区 分	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
有担保	26	296	16.5	20	227	9.2	319	3,319	11.1
無担保	76	1,503	83.5	89	2,233	90.8	1,702	26,524	88.9
合 計	102	1,799	100.0	109	2,460	100.0	2,021	29,843	100.0

(4) 年度別保証承諾・債務残高・代位弁済

(単位：百万円)

区 分	保証承諾		保証債務残高		代位弁済	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成30年度	102	1,799	5,179	35,616	75	716
令和元年度	109	2,460	3,711	26,728	68	683
令和2年度	2,021	29,843	3,830	41,730	37	440

9. 保証条件変更実績

(単位：百万円、%)

区 分	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
変更承諾	2,890	36,764	85.2	2,740	36,446	99.1	2,469	33,490	91.9
変更債務残高	3,061	30,903	89.7	2,776	29,228	94.6	2,362	26,903	92.0

10. 求償権回収実績

(単位：百万円、%)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
実 際 回 収	956	102.8	922	96.5	853	92.6

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっておりますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

令和2年度事業報告

貸借対照表 (令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

借方			貸方		
科目		金額	科目		金額
現 金		87	基 本 財 産		18,419,627
現 金		87	基 金		7,293,153
小 切 手		0	基 金 準 備 金		11,126,474
預 け 金		11,414,358	制 度 改 革 促 進 基 金		0
当 座 預 金		0	収 支 差 額 変 動 準 備 金		5,984,493
普 通 預 金		2,101,188	責 任 準 備 金		2,024,984
通 知 預 金		0	求 償 権 償 却 準 備 金		51,316
定 期 預 金		9,279,013	退 職 給 与 引 当 金		654,313
郵 便 貯 金		34,157	損 失 補 償 金		9,874,407
金 銭 信 託		0	保 証 債 務		337,497,406
有 価 証 券		24,726,651	求 償 権 補 填 金		0
国 債		0	保 険 金		0
地 方 債		17,226,911	損 失 補 償 補 填 金		0
社 債		7,496,740	借 入 金		0
株 式		3,000	長 期 借 入 金		0
受 益 証 券		0	(うち日本政策金融公庫分)		0
そ の 他 有 価 証 券		0	短 期 借 入 金		0
新 株 予 約 権		0	(うち日本政策金融公庫分)		0
フ ァ ン ド 出 資		0	収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金		0
動 産 ・ 不 動 産		605,478	雑 勘 定		10,580,418
事 業 用 不 動 産		533,734	仮 受 金		2,867
事 業 用 動 産		71,744	保 険 納 付 金		45,033
所 有 動 産 ・ 不 動 産		0	損 失 補 償 納 付 金		19,219
損 失 補 償 金 見 返		9,874,407	未 経 過 保 証 料		10,506,420
保 証 債 務 見 返		337,497,406	未 払 保 険 料		2,786
求 償 権		227,690	未 払 費 用		4,094
譲 受 債 権		0			
雑 勘 定		740,889			
仮 払 金		6,900			
保 証 金		0			
厚 生 基 金		56,687			
連 合 会 勘 定		765			
未 収 利 息		30,890			
未 経 過 保 険 料		645,647			
合 計		385,086,965	合 計		385,086,965

※個々の金額は単位未満を四捨五入しておりますので、個々の合計額が合計欄等の金額にならない場合があります。

中期事業計画・年度経営計画

新型コロナウイルス感染症に関する取り組み

経営支援・再生支援・創業支援・事業承継・支援の主な取り組み

広報・企業支援・社会貢献活動について

信用保証制度の後割(目的と業務)

信用保証のご利用にあたって

保証制度のご案内

信用保証の動向

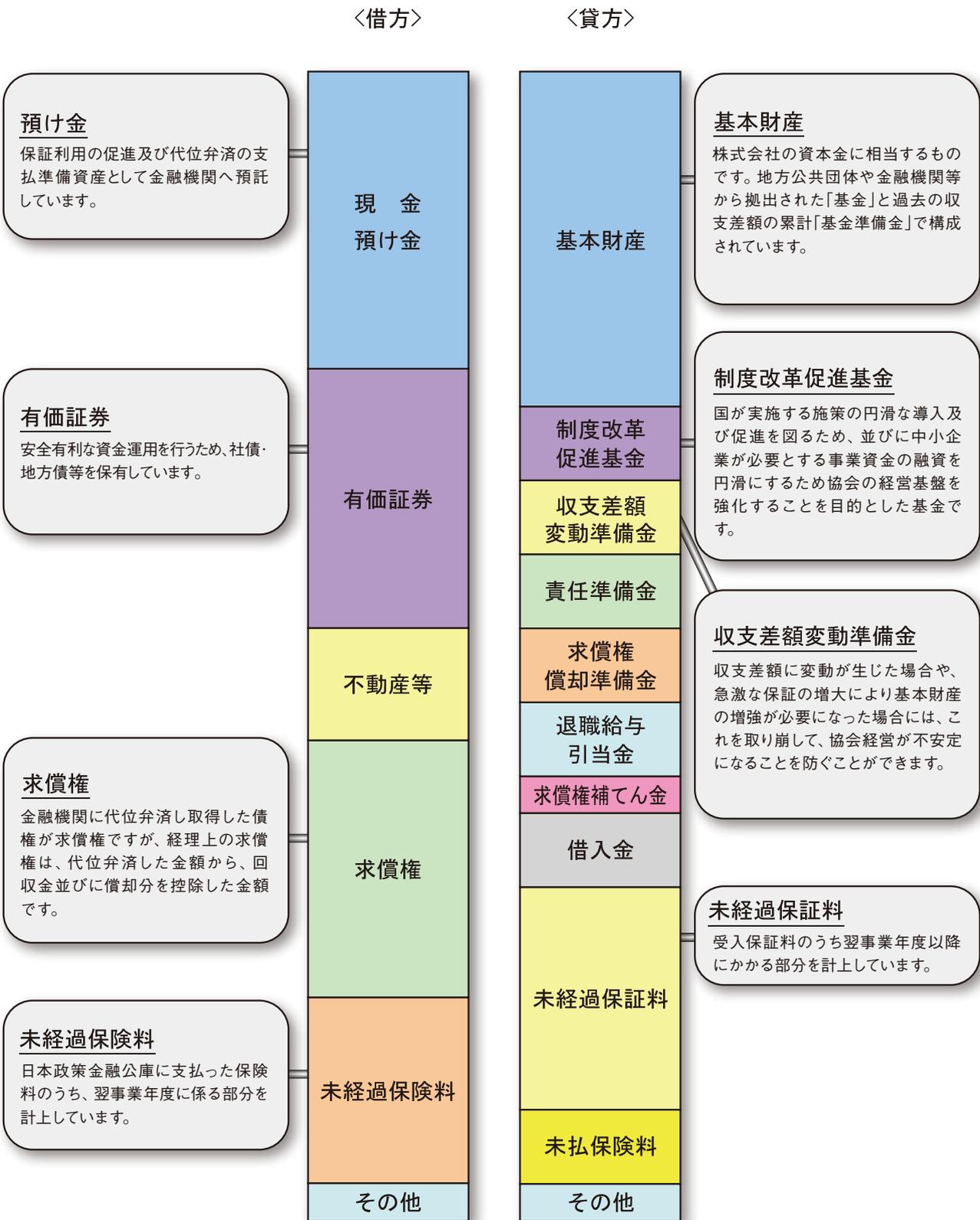
令和2年度事業報告

個人情報保護への取り組み

コンプライアンス態勢

当協会の概要

貸借対照表の用語解説



中期事業計画
年度経営計画
新型コロナウイルス感染症に関する取り組み
経営支援、再生支援、創業支援、事業承継支援の主な取り組み
広報、企業支援、社会貢献活動について
信用保証制度の役割（目的と業務）
信用保証のご利用にあたって
保証制度のご案内
信用保証の動向
令和2年度事業報告
個人情報保護への取り組み
コンプライアンス態勢
当協会の概要

令和2年度事業報告

収支計算書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

科目	金額
経常収入	3,166,168
保証料	2,533,195
預け金利息	577
有価証券利息・配当金	219,842
調査料	0
延滞保証料	2,785
損害金	14,866
事務補助金	172,818
責任共有負担金	202,927
雑収入	19,159
経常支出	2,356,312
業務費	993,085
借入金利息	0
信用保険料	1,362,387
責任共有負担金納付金	0
雑支出	840
経常収支差額	809,856
経常外収入	2,723,710
償却求償権回収金	83,375
責任準備金戻入	1,243,673
求償権償却準備金戻入	112,308
求償権補填金戻入	1,284,220
(保険金)	1,153,038
(損失補償補填金)	131,182
補助金	0
その他収入	135
経常外支出	3,591,971
求償権償却	1,504,983
譲受債権償却	0
有価証券償却	0
雑勘定償却	9,484
退職金	1,082
責任準備金繰入	2,024,984
求償権償却準備金繰入	51,316
その他支出	122
経常外収支差額	-868,261
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	58,406
当期収支差額	0
収支差額変動準備金繰入額	0
基本財産繰入額	0

財産目録

(令和3年3月31日現在)

資産		金額
科目		
現金	金	87
預け金	金	11,414,358
金銭信託		0
有価証券		24,726,651
その他有価証券		0
動産・不動産		605,478
損失補償金見返		9,874,407
保証債務見返		337,497,406
求償権		227,690
譲受債権		0
雑勘定		740,889
合計		385,086,965

負債		金額
科目		
責任準備金		2,024,984
求償権償却準備金		51,316
退職給与引当金		654,313
損失補償金		9,874,407
保証債務		337,497,406
求償権補填金		0
借入金		0
雑勘定		10,580,418
合計		360,682,845

正味財産	24,404,120
------	------------

※個々の金額は単位未満を四捨五入しておりますので、個々の合計額が合計欄等の金額にならない場合があります。

中期事業計画・年度経営計画

新型コロナウイルス感染症に関する取り組み

経営支援・再生支援・創業支援・事業承継支援の主な取り組み

広報・企業支援、社会貢献活動について

信用保証制度の役割(目的と業務)

信用保証のご利用にあたって

保証制度のご案内

信用保証の動向

令和2年度事業報告

個人情報保護への取り組み

コンプライアンス態勢

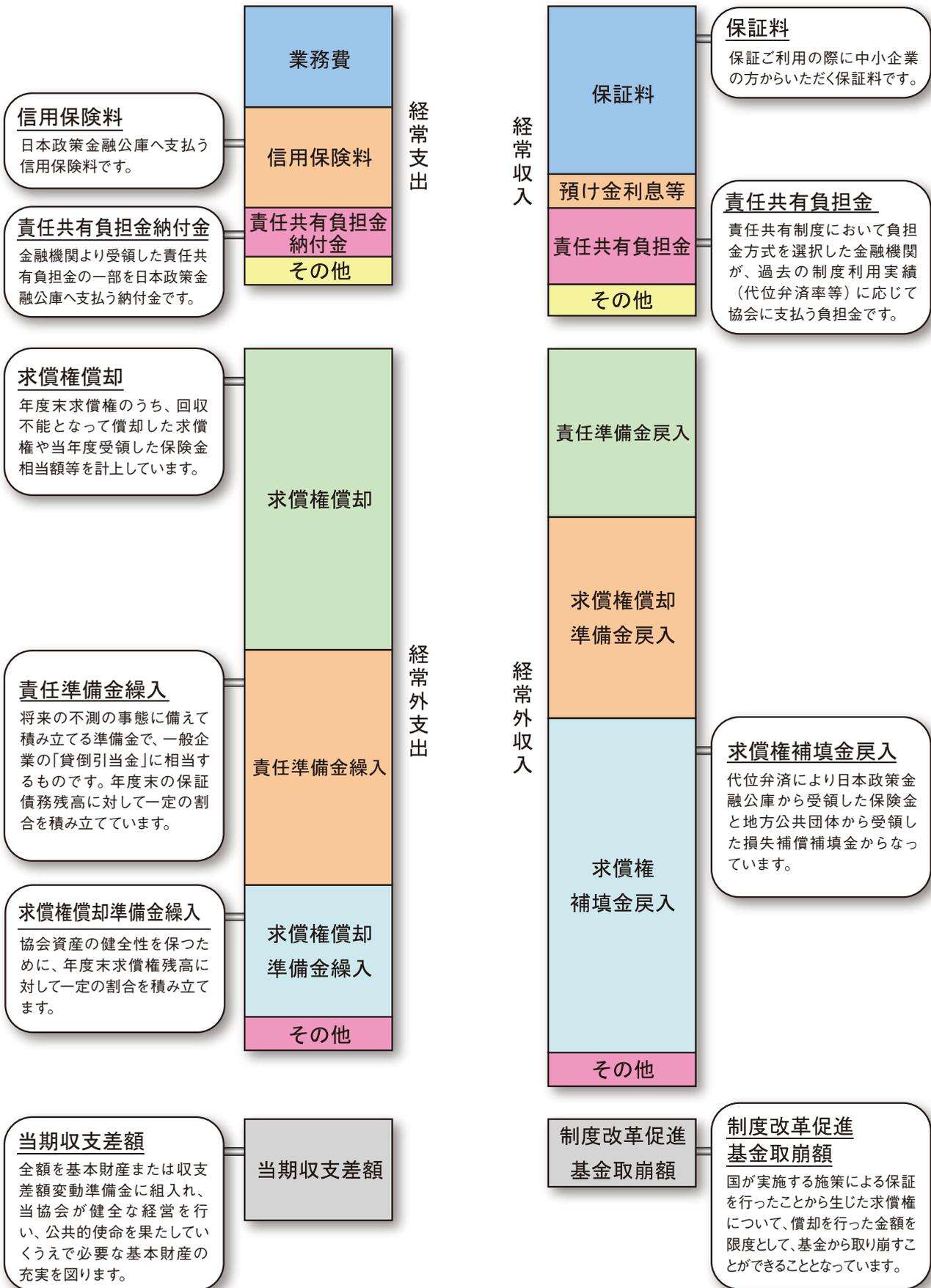
当協会の概要

令和2年度事業報告

収支計算書の用語解説

<支出>

<収入>



個人情報保護への取り組み

当協会では、個人情報保護の重要性に鑑み、「個人情報保護宣言」を以下のとおり制定しております。業務上、お客様の個人情報を取得・利用させていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて、以下の方針で適切に取り組み、個人情報の保護に努めています。

個人情報保護宣言

和歌山県信用保証協会は信用保証協会法（昭和28.8.10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

（1）個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

（2）個人情報の取得・利用・提供

- ・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ〔<http://www.cgc-wakayama.jp/>〕（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供、開示しません。
- ・お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

（3）個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

（4）個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、

個人情報保護への取り組み

個人情報保護への取り組みを見直します。

(5) 個人データの委託

- ・当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6) 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は当協会窓口に着用してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口へ持参（または郵送）ください。

(7) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- ・当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- ・お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用停止いたします。
- ・お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- ・(6)、(7)の具体的な手続につきましては当協会ホームページ〔<http://www.cgc-wakayama.jp/>〕（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止等に関する対応窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

(住所)和歌山市十二番丁39番地 (電話番号)073-433-9712 (部署名)企画総務部 企画情報課

コンプライアンス態勢

信用保証協会は、国および地方公共団体等関係機関の支援のもとに、中小企業のための不可欠な機関として中小企業施策の重要な一翼を担っています。

このような公共性と社会的使命の重要性に鑑み、当協会では、コンプライアンス重視の企業風土の醸成に努め、地域社会ならびに中小企業の皆様方から信頼され親しまれる信用保証協会を目指し、役員一丸となって取組んで参ります。

1. コンプライアンスの基本方針

【信用保証協会の公共性と社会的責任】

- 信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

【質の高い信用保証サービス】

- 経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

【法令やルールの厳格な遵守】

- あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

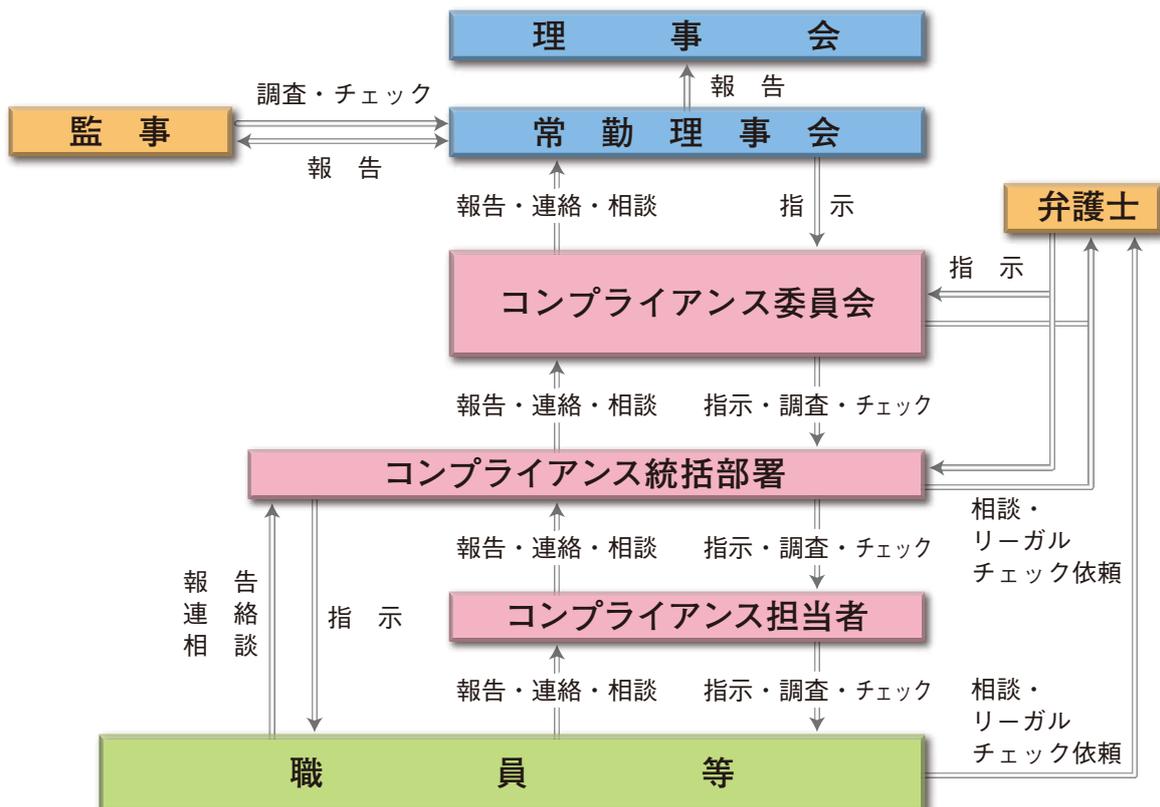
【反社会的勢力との対決】

- 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

【地域社会に対する貢献】

- 広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。

2. コンプライアンス組織体制図



当協会の概要

プロフィール

保証債務残高	26,703件 3,374億円 [令和3年3月末現在]
事業所網	本所（和歌山市）、支所（田辺市）
役職員数	80名 [令和3年7月1日現在]
根拠法令	信用保証協会法（昭和28年法律第196号）
関係法令	信用保証協会法施行令（昭和28年政令第271号） 信用保証協会法施行規則（昭和28年大蔵省・通商産業省令第3号） 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）

沿革

昭和23年12月27日	社団法人和歌山県信用保証協会設立登記完了 （和歌山市小松原通1丁目1番地〈和歌山県庁内〉）
昭和29年 7月 1日	信用保証協会法に基づく特殊法人としての組織変更登記完了
昭和31年 8月 9日	本所 事務所所在地へ移転（和歌山市十二番丁7番地:現地番39番地）
昭和40年 5月 1日	田辺連絡所業務取扱い開始
昭和55年 4月 3日	田辺支所設置 登記完了
昭和58年 9月17日	本所 新事務所完成（和歌山市十二番丁7番地:現地番39番地）
昭和62年 5月23日	田辺支所移転 登記完了（田辺市朝日ヶ丘24番15号）
平成10年12月27日	設立50周年を迎える
平成18年 4月 1日	保証料率の弾力化導入
平成19年10月 1日	責任共有制度導入
平成22年10月12日	新電算システム「グローバルネクスト」を導入
平成22年11月 1日	信用保証協会団体信用生命保険制度の取り扱い開始
平成25年 4月30日	田辺支所が新事務所へ移転（田辺市朝日ヶ丘21番24号）
平成29年 1月 4日	新電算システム「ORBIT」を導入
平成30年 4月 1日	信用補完制度の見直し
平成30年12月27日	設立70周年を迎える

役員構成

令和3年9月1日現在

理事長	稲本 英 介	（常 勤）
専務理事	藤川 崇	（常 勤）
常務理事	井本 誠 治	（常 勤）
理事	向井 学	（常 勤）
理事	井出 益 弘	和歌山県議会経済警察委員会 委員長
理事	原口 裕 之	紀陽銀行 取締役頭取
理事	田谷 節 朗	きのくに信用金庫 理事長
理事	荒井 哲 郎	商工組合中央金庫 和歌山支店長
理事	岩藤 敦 史	三菱UFJ銀行 和歌山支店長
理事	早田 勇 二	三井住友銀行 和歌山法人営業部長
理事	牛尾 哲 也	南都銀行 和歌山支店長
理事	浦木 陸 雄	新宮信用金庫 理事長
理事	田中 一 壽	和歌山商工会議所 専務理事
理事	榎本 長 治	田辺商工会議所 会頭
理事	植田 英 明	和歌山県商工会連合会 会長
理事	玉置 篤	和歌山県中小企業団体中央会 会長
理事	寺本 雅 哉	和歌山県商工観光労働部長
理事	宮田 真 吾	和歌山市産業交流局長
監事	堀田 幸 平	（常 勤）
監事	月山 純 典	弁護士
監事	和中 修 二	公認会計士

当協会の概要

組織体制・担当業務のご案内

組織体制				担当業務
本 所	企画 総務部	総務課 (総務部門)	TEL(073)433-9709	協会の経営、理事会、人事、諸契約、定款、研修、労務管理・福利厚生、官公庁の窓口など
			FAX(073)433-9700	
		総務課 (経理部門)	TEL(073)433-9710	協会の予算・決算、資金運用、出納・会計など
			FAX(073)433-9700	
	企画 情報課	企画部門	TEL(073)433-9712	業務企画、業務方法書、事業計画、広報、保証制度、業務情報・諸統計の管理など
			FAX(073)433-9742	
	情報課 (電算部門)	TEL(073)433-9711	電算システムの開発・運用・管理、情報システムの構築・発信など	
		FAX(073)433-9740		
	企業 支援部	企業支援統括課	TEL(073)433-9703	保証業務および期中管理（事故報告書受付前）の統括・企画・調整、受付窓口業務の統括、保証および保証条件変更申込書・各種通知書等の受付、保証協会団信、保証書発行、保証料徴収・返戻、担保設定・変更等の事務処理など
			FAX(073)433-9702	
		保証課	TEL(073)433-9705	保証推進、金融相談・経営支援、信用調査・審査など
			FAX(073)433-9732	
経営支援課	TEL(073)433-9704	金融相談・経営支援、再生支援などの信用調査、事故報告書受付前の保証条件変更（返済方法、担保等）・調整・管理など		
	FAX(073)433-9732			
	創業・事業承継サポートデスク	TEL(073)433-9722 FAX(073)433-9732	創業支援、事業承継支援など	
管理 部	管理統括課	TEL(073)433-9706	管理業務および期中管理（事故報告書受付後）の統括・企画・調整、事故報告書の受付事務、事故報告書受付後の保証条件変更（返済方法、担保等）・調整・管理、代位弁済協議書受付事務・代位弁済の諾否、代位弁済請求書の受付・代位弁済事務、信用保険・損失補償請求など	
		FAX(073)433-9701		
	管理課	TEL(073)433-9707 FAX(073)433-9701	求償権の管理回収、回収処理事務、訴訟その他法的措置など	
コンプライアンス統括室		TEL(073)433-9713 FAX(073)433-9701	コンプライアンス統括、内部監査、外部検査、苦情・要望など	
田 辺 支 所	業務課	TEL(0739)22-4666	各種申込書・通知書受付等窓口業務、保証書発行、保証料の徴収・返戻、担保設定・変更等の事務処理、金融相談・経営支援、信用調査・審査（再生支援を含む）、業務推進、事故報告書受付前の保証条件変更（返済方法、担保等）など	
		FAX(0739)24-9212		
	創業・事業承継サポートデスク	TEL(0739)33-7061 FAX(0739)24-9212	創業支援、事業承継支援など	
	管理課	TEL(0739)23-5222 FAX(0739)24-9212	事故報告書の受付事務、事故報告書受付後の保証条件変更（返済方法、担保等）・調整・管理、代位弁済協議書受付事務、求償権の管理回収、回収処理事務、訴訟その他法的措置など	

1. 本所 担当地域

和歌山市・岩出市・紀の川市・橋本市・海南市・有田市・御坊市・伊都郡・海草郡・有田郡・日高郡（みなべ町を除く）

2. 田辺支所 担当地域

田辺市・新宮市・日高郡（みなべ町）・西牟婁郡・東牟婁郡

2021

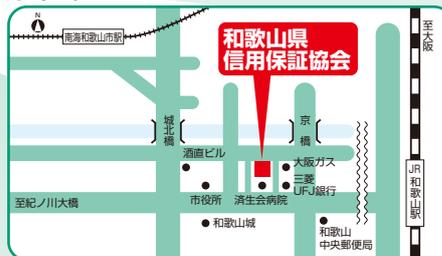
WAKAYAMA GUARANTEE DISCLOSURE

●本 所

〒640-8158 和歌山市十二番丁39番地
TEL.073-423-2255(大代表) FAX.073-433-9700~2

●南海和歌山市駅より	●JR和歌山駅より
タクシー 5分	タクシー 8分
バス(京橋下車) 10分	バス(京橋下車) 10分
徒歩 15分	徒歩 20分

●本所

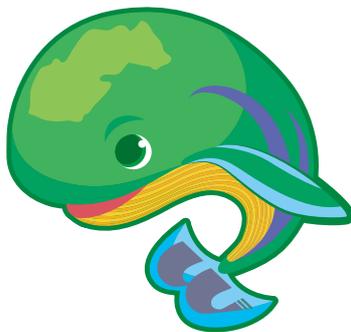


●田辺支所

〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘21番24号
TEL.0739-22-4666(大代表) FAX.0739-24-9212

●JR紀伊田辺駅より
タクシー 10分
バス(朝日ヶ丘振興局前下車) 15分
徒歩 20分

●田辺支所



— 広がる夢のおてつだい —

 **和歌山県信用保証協会**

<http://www.cgc-wakayama.jp/>

